

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	2023年3月29日
【事業年度】	第5期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
【会社名】	F I G株式会社
【英訳名】	Future Innovation Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村井 雄司
【本店の所在の場所】	大分県大分市東大道二丁目5番60号
【電話番号】	(097)576-8730(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 岐部 和久
【最寄りの連絡場所】	大分県大分市東大道二丁目5番60号
【電話番号】	(097)576-8730(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 岐部 和久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (百万円)	8,602	9,504	10,333	12,264	12,914
経常利益又は経常損失() (百万円)	554	73	256	573	964
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	273	52	169	441	685
包括利益 (百万円)	152	115	302	682	666
純資産額 (百万円)	7,761	8,002	8,311	8,878	9,709
総資産額 (百万円)	11,902	13,177	15,294	18,971	21,463
1株当たり純資産額 (円)	274.33	274.46	280.05	298.42	318.35
1株当たり当期純利益 (円)	10.69	1.87	5.84	15.12	23.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	10.59	1.85	5.76	14.90	23.04
自己資本比率 (%)	64.5	59.9	53.4	46.0	44.6
自己資本利益率 (%)	3.6	0.7	2.1	5.2	7.5
株価収益率 (倍)	29.0	164.3	45.9	21.5	16.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	58	1,289	412	63	359
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	405	296	1,813	2,523	1,848
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	332	863	1,700	2,513	1,291
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,530	2,021	2,318	2,376	2,185
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	466 〔28〕	583 〔36〕	682 〔39〕	687 〔39〕	710 〔59〕

(注) 1. 当社は、共同株式移転の方法により、2018年7月2日付でモバイルクリエイティブ株式会社及び株式会社石井工作研究所の完全親会社として設立されました。共同株式移転完全親会社である当社は、旧親会社で株式移転完全子会社となったモバイルクリエイティブ株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
営業収益 (百万円)	337	552	721	850	1,247
経常利益 (百万円)	253	112	236	170	361
当期純利益 (百万円)	240	78	213	148	355
資本金 (百万円)	2,000	2,000	2,000	2,012	2,030
発行済株式総数 (株)	31,084,515	31,084,515	31,084,515	31,176,015	31,300,315
純資産額 (百万円)	7,671	7,634	7,710	7,732	7,787
総資産額 (百万円)	8,550	8,525	10,669	13,987	15,464
1株当たり純資産額 (円)	244.09	242.18	243.97	243.82	254.75
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	5.00 ()	5.00 ()	5.00 ()	5.00 ()	10.00 ()
1株当たり当期純利益 (円)	7.73	2.52	6.86	4.76	11.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	7.67	2.50	6.77	4.69	11.56
自己資本比率 (%)	88.7	88.3	71.1	54.3	49.6
自己資本利益率 (%)	3.2	1.0	2.8	2.0	4.7
株価収益率 (倍)	40.1	121.6	39.1	68.3	33.4
配当性向 (%)	64.7	198.4	72.9	105.1	85.4
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	10 〔 〕	31 〔 〕	33 〔 〕	68 〔 〕	80 〔 〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	()	100.6 (118.1)	90.6 (107.4)	109.7 (143.0)	134.2 (139.5)
最高株価 (円)	495	380	323	393	460
最低株価 (円)	276	288	163	252	261

- (注) 1. 当社株式は、2018年7月2日付で東京証券取引所市場第一部に上場したため、第1期の株主総利回り及び比較指標は記載していません。
2. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 第3期において、「営業外収益」の「受取手数料」に含めておりました「関係会社受取手数料」については、第4期より「営業収益」として表示することとしました。この表示方法の変更を反映するため、「提出会社の経営指標等」の第3期の金額についても組替を行っております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 2022年12月期の1株当たり配当額10.00円には、グループ創立20周年・新規上場10周年の記念配当5.00円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	概要
1979年1月	子会社 株式会社石井工作研究所設立
2002年12月	子会社 モバイルクリエイイト株式会社設立
2004年12月	株式会社石井工作研究所がジャスダック証券取引所（現東京証券取引所JASDAQ）に上場
2012年12月	モバイルクリエイイト株式会社が東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardに上場
2013年12月	モバイルクリエイイト株式会社が東京証券取引所市場第一部及び福岡証券取引所本則市場へ市場変更
2015年1月	モバイルクリエイイト株式会社が株式会社石井工作研究所を持分法適用関連会社化
2016年3月	モバイルクリエイイト株式会社が株式会社石井工作研究所を連結子会社化
2018年7月	モバイルクリエイイト株式会社と株式会社石井工作研究所の共同持株会社として当社を設立
2018年7月	東京証券取引所市場第一部及び福岡証券取引所本則市場へ上場
2019年10月	株式会社ケイティーエスを連結子会社化
2020年3月	モバイルクリエイイト株式会社がInfoTrack Telematics Pte. Ltd.を連結子会社化（当社の孫会社） 上記子会社化に伴い、同社の子会社であるInfoTrack Telematics Pvt. Ltd.を連結子会社化（当社の曾孫会社）
2020年7月	株式会社プライムキャストを連結子会社化
2021年5月	モバイルクリエイイト株式会社が株式会社インフォウェイブを連結子会社化（当社の孫会社）
2022年1月	子会社 株式会社CAOS設立
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からプライム市場に移行

(注) 株式会社石井工作研究所は、2023年1月1日付でREALIZE株式会社に商号変更しております。

3 【事業の内容】

当社は、共同株式移転の方法により、2018年7月2日付でモバイルクリエイイト株式会社及び株式会社石井工作研究所の完全親会社として設立されました。

当社グループは、当社、子会社14社で構成されております。主な事業内容は、「IoT」、「マシーン」、「スマートシティ」の3つの区分で管理しております。

また、当連結会計年度から、従来、「情報通信事業」としていた報告セグメントの名称を「IoT」に、「装置等関連事業」としていた報告セグメントの名称を「マシーン」に、「新規事業」としていた報告セグメントの名称を「スマートシティ」にそれぞれ変更しております。なお、当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

次の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

(1) IoT

IoTには、モバイルクリエイイト株式会社を中心に、その他子会社12社が該当します。モバイルクリエイイト株式会社は携帯通信のインフラを活用した移動体通信網及びGPSを活用した移動体管理システムを提供するMVNO事業者であり、主にトラック運送事業者の物流業者、タクシー事業者やバス事業者の道路旅客運送業者等に対して、パケット通信網を利用した音声通話システムや動態・運行管理システム、タクシー配車システム等を提供しております。

移動体管理システムの開発・販売並びにこれらに付随する通信・アプリケーションのサービス及び保守に関する業務等をワンストップで提供しており、販売時における収入であるフロービジネスだけでなく、継続的なサービスの提供による利用料等の収入が得られるストックビジネス(サブスク)を展開しております。

(2) マシーン

マシーンには、株式会社石井工作研究所が該当します。株式会社石井工作研究所は、半導体関連製造装置及び金型や自動車搭載品関連製造装置の製造及び販売を行う半導体・自動車関連事業を主事業とし、これらには従来主力の半導体製造後工程における半導体のリードフレームからの切断・成形、半導体へのマーキング及び製品外観検査等の領域を担う装置及び金型をはじめ自動車搭載品関連製造装置や医療関連装置等が含まれております。

また、株式会社石井工作研究所は、グループ内の各種システム機器の製造等も行っております。

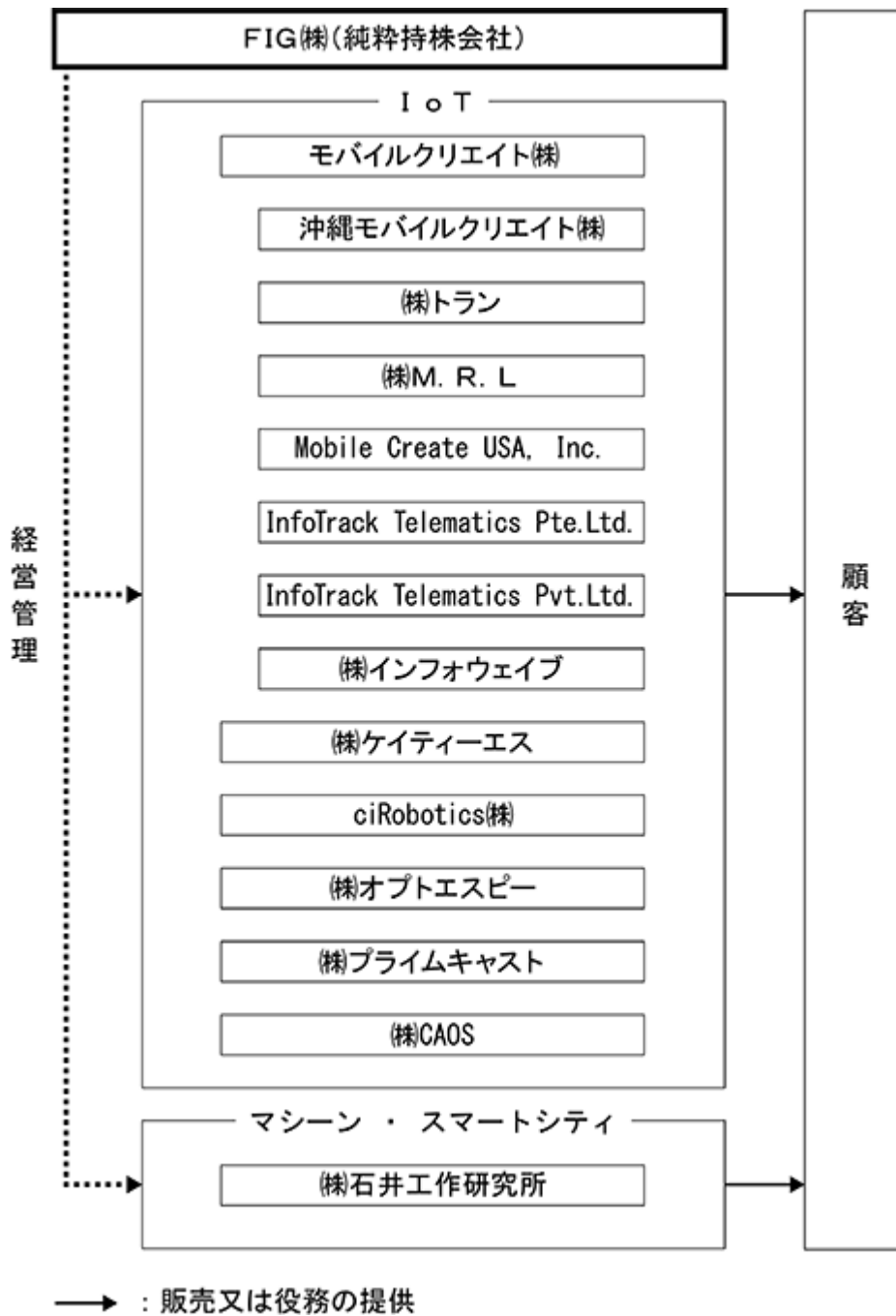
(3) スマートシティ

スマートシティには、株式会社石井工作研究所が該当します。主にマンション等の不動産賃貸事業であり、前連結会計年度末時点では該当の賃貸用マンションは建設中でしたが、2022年1月に完成し、同年2月より賃貸事業を開始しております。

当社グループの各社と報告セグメントの関連は、次のとおりであります。

セグメント区分	主な事業の内容	当社グループ
I o T	移動体管理システムの開発・販売・レンタル・リース並びにこれらに付随する通信・アプリケーションのサービス及び保守等	モバイルクリエイト株式会社
	ホテル事業者向けのマルチメディアシステムの開発・運用・保守及び半導体の基板事業、製造装置事業	株式会社ケイティーエス
	無人飛行機及びロボット制御システムの研究・開発・製造・施工・保守管理・販売及び輸出入	ciRobotics株式会社
	自社製通話録音システムの開発・販売、システム受託開発	株式会社オプトエスピー
	物流向けシステム及びバーチャルリアリティシステム関連ソリューションの開発	株式会社プライムキャスト
	決済・ロボット・情報技術などグループの戦略的な新商品・サービスの開発	株式会社CAOS
	沖縄県におけるモバイルクリエイト社提供の情報通信システムの保守・管理等	沖縄モバイルクリエイト株式会社
	観光タクシー・バス関連事業及び定額タクシー関連事業	株式会社トラン
	モバイルクリエイト社製品のレンタル・リース	株式会社M.R.L
	モバイルクリエイト社製品の米国における製造販売及び新規事業創出	Mobile Create USA, Inc.
	運輸・物流業における位置情報サービスの提供	InfoTrack Telematics Pte. Ltd.
	運輸・物流業における位置情報サービスの提供	InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.
検査装置の設計・製造、画像処理装置のシステム開発、自動制御装置のシステム開発	株式会社インフォウェイブ	
マシーン	半導体・自動車関連製造装置及び金型等の製造・販売等	株式会社石井工作研究所
スマートシティ	不動産賃貸事業	株式会社石井工作研究所

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) モバイルクリエイイト株式会社 (注) 4、5	大分県大分市	300	I o T	100.0	経営指導 資金の貸付 役員の兼任4名 当社への出向
株式会社石井工作研究所 (注) 4、6、10	大分県大分市	300	マシン スマートシティ	100.0	経営指導 資金の貸付 役員の兼任3名 当社への出向
株式会社ケイティーエス (注) 7	大分県杵築市	98	I o T	100.0	経営指導 資金の貸付 役員の兼任2名
ciRobotics株式会社	大分県大分市	45	I o T	100.0	経営指導 資金の貸付 役員の兼任2名
株式会社オプトエスピー	東京都新宿区	22	I o T	100.0	経営指導 役員の兼任1名
株式会社プライムキャスト	東京都千代田区	30	I o T	100.0	経営指導
株式会社CAOS (注) 9	大分県大分市	50	I o T	100.0	
沖縄モバイルクリエイイト 株式会社	沖縄県那覇市	20	I o T	100.0 (100.0)	経営指導 資金の貸付 役員の兼任1名
株式会社トラン	東京都港区	70	I o T	100.0 (100.0)	経営指導 役員の兼任1名
株式会社M.R.L	大分県大分市	20	I o T	100.0 (100.0)	経営指導 資金の貸付 役員の兼任1名
Mobile Create USA, Inc. (注) 8	米国 カリフォルニア州	55万 USドル	I o T	100.0 (100.0)	資金の貸付 役員の兼任1名
InfoTrack Telematics Pte. Ltd. (注) 4	シンガポール	542万 USドル	I o T	67.9 (67.9)	
InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.	インド ベンガルール	4,850万 インドルピー	I o T	67.9 (67.9)	
株式会社インフォウェイブ	大分県大分市	10	I o T	100.0 (100.0)	

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は、間接所有割合であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 特定子会社であります。
5. モバイルクリエイイト株式会社は売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	4,613百万円
(2) 経常利益	638百万円
(3) 当期純利益	435百万円
(4) 純資産額	3,306百万円
(5) 総資産額	5,163百万円

6. 株式会社石井工作研究所は売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	4,388百万円
(2) 経常利益	242百万円
(3) 当期純利益	219百万円
(4) 純資産額	5,726百万円
(5) 総資産額	11,911百万円

7. 株式会社ケイティーエスは売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	2,850百万円
(2) 経常利益	167百万円
(3) 当期純利益	131百万円
(4) 純資産額	558百万円
(5) 総資産額	2,560百万円

8. 債務超過会社であり、2022年12月末時点で債務超過額は184百万円であります。

9. 株式会社CAOSは、2022年1月26日に設立しております。

10. 株式会社石井工作研究所は、2023年1月1日付でREALIZE株式会社に商号変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
I o T	390 [55]
マシン	239 [4]
スマートシティ	1 [-]
全社（共通）	80 [-]
合計	710 [59]

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は年間の平均雇用人数を〔 〕外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)
80 [-]	42.8	9.0	5.46

セグメントの名称	従業員数（名）
全社（共通）	80 [-]
合計	80 [-]

(注) 1. 従業員数は当社からの出向者を除く就業人員数であります。臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は年間の平均雇用人数を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社従業員のうち他社からの出向者の勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合はありませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、継続的に事業規模を拡大させていくために下記課題への対応が必要であると考えております。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「想像と技術と情熱で快適な未来を創造」を経営理念とし、「笑顔になれる企業グループ」をVisionとしております。社員がワクワク感を持ってチャレンジしている、お客様から「ありがとう」と言われる、株主の皆様にも満足してもらえる、そんなグループを目指しております。

当社グループが創造しているものは、Society 5.0「デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会課題を解決し、価値を創造する社会」による未来です。Society 5.0の実現に向けて、IoT分野において社会と人の役に立つことが、FIGグループの使命であり、笑顔が溢れる持続可能な社会の実現に貢献します。

(2) 経営環境

(IoT)

当社グループは、公共交通や人の移動に深く関与したサービスを提供しております。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した中であっても、月額定額制のサブスク売上高の基盤拡大を続けていたことから、その影響は限定的なものに留まっております。

IoT関連サービスは、ペイメント関連を中心に総じて好調に推移しておりますが、タクシーとホテルの事業者向けサービスについては新規導入案件の減少など苦戦をしております。新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和に向かう中で徐々に事業者のシステム導入意欲も回復すると想定しております。

コロナ禍を契機として急速に進展するデジタル化社会や非接触での行動様式、有事においても物流や生産を止めないBCP（事業継続計画）や国内労働力人口減少によるロボット活用推進など、今後もIoT分野には大きなビジネスチャンスであると考えております。

一方で、足元においては、半導体を中心とした世界的な部材・部品調達難の長期化により、IoTデバイスの供給に影響が出ておりますが、調達先との調整を行い現行の部材・部品調達の確保に努めるとともに代替品による設計変更などの対策を強化し、商品の供給安定化を図ってまいります。

(マシーン)

米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2019年度より業績苦戦が続いておりますが、2020年度を最悪期として徐々に回復しております。半導体製造装置市場は成長基調にあるものの、足元では世界的な部材・部品調達難の長期化により、製品供給に影響が出ております。

現在、収益の改善が最重要課題であり、モノづくりの経験を生かして成長分野であるロボット製造にも本格的な参画を開始しました。

(スマートシティ)

主にマンション等の不動産賃貸事業であり、30年の一括借上契約を締結していることから、長期安定収益事業であります。

(3) 経営戦略・目標とする経営指標

当社は、株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、プライム市場を選択する申請書を提出いたしました。しかしながら、移行基準日時点において、プライム市場の上場維持基準のうち流通株式時価総額の基準を充たしていないことから、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書（以下、「適合計画書」）を提出し、プライム市場の上場維持基準適合に向けた取り組みの方針を定めました。また、2022年2月10日に「中期経営計画（FY2022 - FY2024）」を公表しております。

直近決算期末時点（2022年12月31日）における流通株式時価総額は、移行基準日時点より改善しておりますが、プライム市場の上場維持基準を充たしておりません。

当社は、2024年12月期を適合計画書及び中期経営計画の最終年度として、企業価値「倍増への挑戦」を掲げ、新たな成長ステージに向けた取組みを実施してまいります。「事業投資・人的投資・資本政策・IR・ESG」の5つの成長投資を軸にして、メインとなる3分野の事業として、基盤事業（IoT x SaaS）の拡大と成長事業（ペイメントとロボット）への積極投資をすすめてまいります。

2024年12月期に設定したKPIは次のとおりです。

	2024年12月期
EPS	24円以上
ROE	8%以上
ROIC	4.5%以上
営業利益	11億円以上
サブスク売上高	50億円以上

(4) 対処すべき課題等

新たな成長基盤の確立

当社グループは、2022年2月に企業価値「倍増への挑戦」をテーマに掲げ、新たな成長基盤の確立ステージとして中期経営計画（FY2022～FY2024）を公表しました。更なる成長を実現するために、基盤事業（IoT x SaaS）のサブスク売上高拡大とともに成長事業（ペイメントとロボット）への積極投資に取り組んでまいります。

開発体制の強化

IT投資の需要拡大に伴い、開発人材の確保と体制の強化は継続的な課題であります。また、グループ各社がONE COMPANYとして連携し、保有技術の蓄積・共有と知の探索をすすめることが、開発効率の向上とともに製品やサービスの優位性確保につながるものと考えております。グループの戦略的な新商品開発の体制構築をすすめ、最新の技術動向や環境変化を常に把握し、変化に対応できるグループであり続けます。

優秀な人材の確保と育成

当社グループにおいては人材が大きな財産であり、会社の持続的成長のために優秀な人材確保と人材育成に努めてまいります。グループの価値観を共有し、グループ人材公募制度にてグループ内での人材交流や挑戦と自主性を促すとともに自己啓発支援制度や資格取得支援制度などにより個々の成長をフォローしてまいります。また、ランチミーティングの補助などによるコミュニケーション活性化や福利厚生制度の充実に取り組んでまいります。

ESG、SDGsへの取組み

当社グループでは、事業活動そのものがサステナブルな社会の実現に直結する取組みを推進してまいります。経営理念にもある想像力と創造力により、Society5.0の社会を支える技術革新やサービス、環境負荷低減に貢献するサービスにて経済発展と社会課題解決の両立に努めてまいります。また、コーポレートガバナンスの体制強化、取締役会の多様性にも取り組んでまいります。

部品・部材調達不足への対応

半導体を中心とした世界的な部材・部品調達難の長期化により、足元では当社グループの商品や製品の供給に影響が出ております。各事業にて、調達先との調整を行い現行の部材・部品調達の確保に努めるとともに代替品による設計変更など対策を強化し、商品・製品の供給安定化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に関するリスク

グループ経営体制について

当社グループは、持株会社体制への移行により経営の機動性・効率性の向上に取り組むとともにグループ一体としての協力体制を強固なものとして、変化する事業環境に迅速に対応できる経営体制の構築に努めてまいりますが、当初期待したシナジー効果が十分に発揮できない場合には当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

I o Tにおいては、インターネットを通じてクラウドサービスや移動体情報及び音声を提供しているため、これらのサービスの提供だけでなく、システム保守、運用、管理についてもインターネットの通信ネットワークに大きく依存しております。従って、次のようなシステム障害が発生した場合、当該サービスの提供が一時的に停止するほか、顧客からの損害賠償請求や当社グループの信頼性の低下等が生じることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

- a 自然災害や事故等によって、インターネットの通信ネットワークが切断された場合。
- b 当該サービスを提供しているサーバへの急激なアクセスの増加や電力供給の停止等の予測不能な様々な要因によってサーバ又は周辺機器がダウンした場合。
- c 外部からの不正な手段によるサーバへのアクセス等によって、コンピュータウイルスに感染する等サーバ又は周辺機器が正常に機能しない場合。
- d その他当社グループの予測不能な要因又は通常の予測範囲を超えるシステムトラブルによって、システムが正常に機能しない場合。

製品の不具合について

当社グループが提供する製品においては、高い信頼性が求められる中、品質管理体制を整備し、製品の不具合等の発生防止に留意し品質確保に万全を期しております。しかしながら、当社グループが顧客へ納品する製品の不具合等に起因して生じた顧客等の重大な損失に対して、適切かつ迅速な処理又は対応が困難となった場合には、顧客からの損害賠償請求や当社グループの信頼性の低下等が生じることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

現時点において当社グループの事業活動に影響を及ぼすような特許権、商標権その他知的財産権が第三者によって取得されているという事実は確認されておりません。また、第三者から知的財産権に関する警告を受けたり、侵害したりしたことにより損害賠償等の訴訟が発生している事実はありません。しかしながら、当社グループの事業に現在利用されている技術と接触関係をなす特許権等の知的財産権を第三者が既に取得している可能性、また将来的に当社グループの事業における必須技術と接触関係をなす特許権等の知的財産権が第三者に取得される可能性を完全に否定することはできず、そのような可能性が現実化した場合には特許権等の知的財産権に関する侵害の結果として、当社グループへの損害賠償やロイヤリティの支払要求、差止請求等が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

研究開発に係る投資について

当社グループでは、新サービスの開発を目的として、研究開発活動に資金を充当しております。しかしながら、予測不能な技術革新等の当社グループを取り巻く外部環境の変化等に伴い、当該投下資金が期待どおりの成果をあげられず、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業環境に関するリスク

業界動向への対応について

当社グループが属する情報通信業界においては、大規模事業者から小規模事業者まで多数の事業者が存在しており、これらの事業者との競合が生じております。現状においては、政府や民間企業のIT化推進等に伴う業界全体における開発需要は拡大しつつも、競合激化等による極端な価格競争等が生じる可能性があり、今後において景気低迷等による需要減少や新規参入等により競争が激化した場合には、当社グループにおける受注減少、低価格受注等が生じ、事業及び業績に影響を与える可能性があります。

一方で、マシーンが属する半導体・自動車業界においては、製品市況が循環的に大きく変動し、世界中が同じ状況となる関係で過去において振幅の大きな好況・不況を繰り返してきました。そして、両業界の設備投資は大幅な伸長、削減を繰り返しております。それに伴い、当社グループにおける受注減少、低価格受注等が生じ、事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新への対応について

当社グループが属する業界においては、絶え間なく技術革新が起こっており、各事業者が持つ技術優位性及び販売価格を維持し続けるためには、常に既存製品の機能強化版の投入又は新しい切り口での製品・サービスの開発・導入を行っていく必要があります。しかしながら、製品・サービスが市場動向・ニーズに合わない場合、製品・サービスの開発に時間を要することによって市場導入が遅延した場合、技術革新に対応するための研究開発費用が過度に発生した場合、あるいは販売担当者やサポート担当者の知識・経験レベルが技術革新に追いつかず運用体制に支障をきたした場合等、当社グループの製品・サービスが顧客からの要請に適さない状況が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法的規制について

I o Tにおいては、2009年5月から、通信回線事業者からサービスの提供を受け再販を行うMVNO(Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者)事業を行っております。主要な法規制には電気通信事業法があり、当社グループは、同法で規定される「通信の秘密」などの原則を役職員に対して徹底し、法令違反が発生しないような体制作りを行っておりますが、万一同法に規定される一定の事由に当社グループが該当した場合、総務大臣から業務改善等の命令若しくは罰則を受け、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、将来的に同法の改正や当社グループの事業に関する分野を規制する法令等の制定、あるいは自主的な業界ルールの制定等が行われた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。その他、当社グループの事業を規制する法律として、電波法や製造物責任法の規制を受ける場合があります。このような法的規制等に関して予期しない新設、改正又は変更等が行われた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

人材の確保について

当社グループは、市場のニーズに合った良質の製品を提供していくために、高い能力と志をもった人材を少数精鋭でそろえることに注力してきました。そのために、もし中核となる社員が予期せぬ退社をした場合にはメンバー構成に重大な変化が生じる可能性があります。このような事態を避けるために、今後も当社グループの事業展開に応じて継続した人材の確保が必要であると認識しており、積極的に優秀な人材を採用・教育し、また魅力的な職場環境を提供していく方針であります。しかしながら、人員の十分な確保及び育成等に支障が生じた場合等には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があり、当該要因が当社グループの事業拡大の制約要因となる可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、今後の事業拡大や業務内容の多様化に対応すべく、内部管理体制の充実を図り、業務の標準化と効率化の徹底を進めております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じた場合には、業務運営に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法令等違反について

当社グループは、法令遵守の徹底を目的として内部統制の整備を図り、より充実した内部管理体制の整備に努めるとともに、役職員の教育・研修等の徹底を通じ、その啓蒙を図っております。しかしながら、当社グループの事業は、役職員の活動を通じて執行されており、そのプロセスに関する役職員の故意又は過失により法令に違反する行為がなされた場合、当社グループの社会的信用の失墜により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティの管理について

当社グループは、事業活動を通じて個々の顧客業務内容等を入手し得る立場にあることから、個人情報を含めた情報管理体制の整備強化に努めており、現時点において当社グループにおける個人情報を含む情報流出等による問題は発生しておりません。しかしながら、今後、当社グループの過失や第三者による不法行為によって顧客の個人情報や重要情報等が外部へ流出した場合、顧客からの損害賠償請求や当社グループの信頼性の低下等が生じることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 災害によるリスク

当社グループのIoTでは、インターネットを通じてクラウドサービスや移動体情報及び音声を顧客に提供しており、これらのサービスの安定的な提供を維持するため、当該サービス提供に必要なサーバ等の保管を外部のデータセンターに委託しております。また、当社グループは、生産拠点及び外部のデータセンターを地震、津波、火災等の災害に対して十分な耐性を有すると判断される施設に限定し、慎重に検討した上で選定しております。しかしながら、当社グループの想定を超える自然災害等の発生により、生産拠点及びデータセンターが壊滅する、又はサーバ等に保存する情報が消失する等、当該サービスの提供維持が困難となる事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 海外での事業活動

当社グループは、海外での事業展開を戦略のひとつとしていますが、海外子会社や海外取引先等の所在地によって、商慣習の相違、法令改正、著しい経済動向の変化、想定外の為替変動等によって、事業運営や経営に著しい影響を及ぼすリスクがあります。また、海外事業展開については、軌道にのり投資利益の実現までに一定の期間と資金を要すことから、当初見込んだとおりの事業展開、事業収益が得られない可能性があります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループのIoTにおけるサービス提供先であるバスやタクシー事業者及びホテル事業者の需要減少を招いております。また、マシンにおいても自動車関連顧客の海外拠点における生産活動の停滞、それに連動した設備投資の先送り等による国内外における受注案件の減少及び一部受注済み案件の中止、遅延が発生しております。

当社では、取締役会及び経営会議において、新型コロナウイルス感染症が当社グループに及ぼす影響とその対策について、継続的に検討しております。また、当社グループにおいては、策定した感染症対策に沿って、在宅勤務、時差出勤、WEB会議の推奨等の感染予防対策を実施しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化、長期化し、業務の遂行が困難となった場合、当社グループの事業活動、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の概要

業績の状況

当社グループは、Society 5.0「デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会課題を解決し、価値を創造する社会」による未来を創造しています。

2022年2月に企業価値「倍増への挑戦」をテーマに掲げ、新たな成長基盤の確立ステージとして中期経営計画（FY2022～FY2024）を公表しました。本中期経営計画では、基盤事業（IoT×SaaS）の拡大と成長事業（ペイメントとロボット）への積極投資をグループの事業戦略として各種施策を実施してまいりました。

基盤であるIoT×SaaS事業では、フロービジネスからサブスクへの移行を継続的に推進してきた結果、サブスクの売上高が順調に拡大し、中期経営計画初年度として順調なスタートを切ることができました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は12,914百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は932百万円（同64.7%増）、経常利益は964百万円（同68.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は685百万円（同55.2%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前期比較は基準の異なる算定方法に基づく数値と比較しております。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（ ）IoT

ペイメント関連が好調で全体業績を牽引するとともに、サブスク移行への戦略を継続的に実施した結果、サブスク売上高が順調に拡大し、安定的な収益を確保することができました。また、横浜市敬老バスシステム構築の大型案件もあり、フロービジネスの売上高も好調に推移しました。

この結果、外部顧客への売上高は、8,672百万円（前年同期比16.4%増）、営業利益は1,410百万円（同46.7%増）となりました。

（ ）マシーン

中国のロックダウン長期化等の影響により、部材の長納期化が発生し業績苦戦が続いておりましたが、部材の先行手配など黒字化に向けた取組みをすすめた結果、業績は徐々に回復傾向にあります。また、将来の中核事業とすべくロボットの本格的な製造に着手しております。

この結果、外部顧客への売上高は、4,020百万円（前年同期比16.5%減）、営業利益は259百万円（同10.7%減）となりました。

（ ）スマートシティ

スマートシティは、主にマンション等の不動産賃貸事業であり、前連結会計年度末時点では該当の賃貸用マンションは建設中でしたが、2022年1月に完成し、同年2月から賃貸事業を開始しております。

この結果、外部顧客への売上高は220百万円（前年同期は計上なし）、営業利益は115百万円（前年同期は5百万円の営業損失）となりました。

財政状態の分析

当連結会計年度末の資産合計は、21,463百万円となり、前連結会計年度末と比べ2,492百万円増加しました。これは主に建設仮勘定が2,926百万円減少したものの、受取手形、売掛金及び契約資産（前連結会計年度は受取手形及び売掛金）が1,486百万円増加したこと及びリース投資資産が2,485百万円増加したことによるものであります。

負債合計は、11,754百万円となり、前連結会計年度末と比べ1,661百万円増加しました。これは主に賃貸用マンションの完成に伴い繋ぎ融資を短期借入金から長期借入金へ切替えたことにより、短期借入金が1,907百万円減少したものの、長期借入金（1年内返済予定を除く）が2,950百万円増加したことによるものであります。

純資産合計は、9,709百万円となり、前連結会計年度末と比べ830百万円増加しました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により利益剰余金が539百万円増加したこと及び自己株式が143百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比べ190百万円減少し、2,185百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は359百万円（前年同期は63百万円の収入）となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益の計上、仕入債務の増加によるものであり、主な減少要因は、売上債権及び契約資産の増加、法人税等の支払であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、支出した資金は1,848百万円（前年同期は2,523百万円の支出）となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出、投資有価証券の取得による支出であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は1,291百万円（前年同期は2,513百万円の収入）となりました。主な増加要因は、長期借入れによる収入、新株予約権の行使による自己株式の処分による収入であります。

(2) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
I o T	3,001	16.4
マシーン	3,346	21.4
スマートシティ		
合計	6,347	19.1

（注）金額は、製造原価によっております。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
I o T	7,689	11.4	1,331	42.5
マシーン	5,339	+88.7	2,319	+131.8
スマートシティ	220			
合計	13,249	+15.2	3,651	+10.1

（注）セグメント間取引については、相殺消去しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
I o T	8,672	+16.4
マシーン	4,020	16.5
スマートシティ	220	
合計	12,914	+5.3

（注）1．セグメント間取引については、相殺消去しております。

2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
第一実業株式会社	3,451	28.1	1,763	13.7

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等

() 財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の概要 業績の状況」に記載のとおりであります。

() 経営成績

当社グループは、2022年12月期は、売上高13,000百万円（期初計画13,000百万円）、営業利益1,000百万円（期初計画750百万円）、経常利益962百万円（期初計画712百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益650百万円（期初計画474百万円）の修正計画（2022年9月14日公表）を目標数値として、その達成に取り組んでまいりました。

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、12,914百万円（計画比0.7%減）となりました。

IoTにおいては、横浜市敬老パスシステム構築の大型案件もありフロー売上高が伸長し、サブスク移行を継続的に実施した結果、フロービジネスの売上高は4,456百万円（前年同期比28.0%増）、サブスクの売上高は4,216百万円（同6.2%増）となり、売上高は8,672百万円（同16.4%増）となりました。

マシーンにおいては、当第4四半期連結会計期間において想定外の部材調達不足が発生したことにより、売上高は4,020百万円（前年同期比16.5%減）となりました。

スマートシティにおいては、賃貸用不動産の完成に伴い2022年2月から不動産賃貸事業を開始したことにより、売上高は220百万円（前年同期は計上なし）となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、9,030百万円（前年同期比0.4%増）、販売費及び一般管理費は、2,951百万円（同9.2%増）となりました。販売費及び一般管理費の増加は、主に営業・開発力強化のための継続的な人的投資に伴う人件費及び研究開発費の増加によるものです。

(営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益)

上記の結果、営業利益は932百万円（前年同期比64.7%増、計画比6.8%減）、経常利益は964百万円（前年同期比68.3%増、計画比0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は685百万円（前年同期比55.2%増、計画比5.5%増）となりました。営業利益が修正計画未達となった主な要因は、売上高の計画未達に加え、個別案件におけるIoT関連部材高騰に伴う売上原価の増加、販売費及び一般管理費の増加によるものです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

() 資金調達の方針

当社グループの資金需要の主なものは、原材料等の仕入のほか、製造費用、販売費及び一般管理費等の営業費用や設備投資等によるものであり、自己資金及び金融機関からの借入による調達を基本としております。

() キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における資金の残高は、2,185百万円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。当社グループが採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

なお、連結財務諸表の作成にあたって、資産・負債や収益・費用に影響を与える見積りは、過去の実績や現在の取引状況並びに入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りや仮定を継続的に使用しておりますが、見積り及び仮定には不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

目標とする経営指標について

KPIのうち、営業利益とサブスク売上高を最も重視しております。2022年度は、営業利益932百万円とサブスク売上高4,437百万円となり、過去最高を更新することができました。

2023年度は、足元の部材・部品調達難の長期化やサブスクへの移行加速などの影響で短期的な業績は苦戦する見込みですが、適合計画書及び中期経営計画の最終年度である2024年12月期のKPI上振れを目指して、成長に向けた事業投資と人的資本への投資を積極的に実施してまいります。

2023年度は、営業利益520百万円とサブスク売上高4,850百万円を目標としております。

4 【経営上の重要な契約等】

(経営支援基本契約)

当社は、連結子会社であるモバイルクリエイイト株式会社、株式会社石井工作研究所、株式会社ケイティーエス、ciRobotics株式会社、株式会社オプトエスピー、株式会社プライムキャスト、沖縄モバイルクリエイイト株式会社、株式会社トラン、株式会社M.R.Lとの間で、同社に対する経営支援業務に関し、それぞれ「経営支援基本契約」を締結しております。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、連結子会社の開発部門を中心に行っております。

これは、当社グループが常に既存製品の機能強化版の投入又は新しい切り口での製品・サービスの開発・導入を行っていくことを目的としたものであり、業務用IP無線システムを中心として、さらなる利便性向上等の研究開発を行っております。

これらの研究開発活動の結果、当連結会計年度における研究開発費の総額は130百万円となっております。

セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

(1) I o T

I o Tでは、主に主力製品である業務用IP無線システム刷新のための研究開発、移動体管理システム及び電子決済システム等における顧客ニーズに応えるための研究開発を行いました。当連結会計年度における研究開発費の金額は119百万円であります。

(2) マシーン

マシーンでは、ロボット分野における最新技術の開発及び製品ラインナップの拡充に努めており、当連結会計年度においては、主にFAロボット、モバイルマニピュレータの研究開発を行いました。当連結会計年度における研究開発費の金額は10百万円であります。

(3) スマートシティ

スマートシティは、主にマンション等の不動産賃貸事業であり、当連結会計年度において研究開発活動は行っておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は1,355百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。また、投資額については、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(1) I o T

当連結会計年度の主な設備投資は、ソフトウェア商品の開発投資等を中心とする総額396百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) マシン

当連結会計年度の主な設備投資は、工場生産設備の増設及びソフトウェアの取得等を中心とする総額15百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) スマートシティ

当連結会計年度の主な設備投資は、賃貸マンションの建設を中心とする総額933百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)	
				建物 及び 構築物	機械 装置 及び 運搬具	工具、 器具 及び 備品	レンタ ル資産	土地 (面積㎡)	建設 仮勘定	ソフト ウェア		合計
モバイルクリエイティブ株式会社	本社及び事業所 (大分県大分市)	I o T	事務所他	88	0	15	151	71 (1,567.00)		502	830	105 [3]
株式会社ケイティーエス	本社 (大分県杵築市) 他1事業所	I o T	事務所他	179	32	8		36 (9,744.52)	15	14	286	91 [14]
株式会社石井工作研究所	本社 (大分県大分市)	マシン	事務所他	248		2		133 (1,428.11)		0	384	4 []
株式会社石井工作研究所	賃貸用不動産 (大分県大分市)	スマートシティ	賃貸マンション他	843				990 (3,964.09)			1,833	1 []
株式会社石井工作研究所	曲工場 (大分県大分市)	マシン	生産設備	486	126	12		417 (11,265.36)		16	1,059	224 [4]
株式会社石井工作研究所	杵築工場 (大分県杵築市)	マシン	生産設備	75	1	2		69 (8,952.08)			148	10 []

(注) 1. 帳簿価額のうち「ソフトウェア」は、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。

2. 従業員数は当該子会社からの出向者を除く就業人員数であります。臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含みます。)は年間の平均雇用人数を〔 〕外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	31,300,315	31,300,315	東京証券取引所 プライム市場 福岡証券取引所	1単元の株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	31,300,315	31,300,315		

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、2021年3月29日開催の第3回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議し、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これに伴い、従来の株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、すでに付与済みのものを除き、今後ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

決議年月日	2013年9月11日(注)1	2014年9月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名	取締役4名
新株予約権の数(個)	48(注)2	44(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式19,200(注)2	17,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	
新株予約権の行使期間	2018年7月2日～ 2043年9月30日	2018年7月2日～ 2044年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり740.75 資本組入額 1株当たり370.375 (注)4	発行価格 1株当たり847 資本組入額 1株当たり424 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	

決議年月日	2015年9月14日(注)1	2016年9月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役6名	取締役5名
新株予約権の数(個)	99(注)2	93(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式39,600(注)2	普通株式37,200(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	
新株予約権の行使期間	2018年7月2日～ 2045年9月30日	2018年7月2日～ 2046年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり365 資本組入額 1株当たり182.5 (注)4	発行価格 1株当たり224 資本組入額 1株当たり112 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	

決議年月日	2017年4月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
新株予約権の数(個)	131(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式52,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	2018年7月2日～ 2047年5月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり309 資本組入額 1株当たり154.5 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 決議年月日はモバイルクリエイイト株式会社における取締役会決議日であります。
2. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり400株とする。ただし、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(注)2.」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(注)4.」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)新株予約権の行使の条件

上記「(注)5.」に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得条項

以下に準じて決定する。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「(注)5.」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2018年 8月10日	2019年 4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5名	取締役 8名
新株予約権の数(個)	672(注) 1	798(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式67,200(注) 1	普通株式79,800(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注) 2	
新株予約権の行使期間	2018年 9月 1日～ 2048年 8月31日	2019年 5月 9日～ 2049年 5月 8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり255 資本組入額 1株当たり127.5 (注) 3	発行価格 1株当たり247 資本組入額 1株当たり123.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	

決議年月日	2020年 4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4名 執行役員 4名
新株予約権の数(個)	892(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式89,200(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注) 2
新株予約権の行使期間	2020年 5月 9日～ 2050年 5月 8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり193 資本組入額 1株当たり96.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年 2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(注)1.」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(注)3.」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)新株予約権の行使の条件

上記「(注)4.」に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得条項

以下に準じて決定する。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「(注)4.」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第2回新株予約権

決議年月日	2022年6月27日
新株予約権の数(個)	12,999(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,299,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月14日 至 2024年7月16日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 402 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年2月28日)現在において、これらの事項に変更はございません。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

- (1)本第2回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株(本第2回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、下記(2)により割当株式数が調整される場合には、本第2回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が下記2.(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記2.(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1)各本第2回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2)本第2回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、400円とする。但し、行使価額は(3)に定める調整を受ける。
- (3)行使価額の調整

当社は、本第2回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ()本項()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- () 株式分割により当社普通株式を発行する場合
 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
- () 本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）
 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- () 本項 () 乃至 () の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 () 乃至 () にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第 2 回新株予約権の行使請求をした本第 2 回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- () 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- () 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項 () の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。
- () 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 () の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第 2 回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- () 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

()行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第2回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第2回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第2回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本第2回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

各本第2回新株予約権の一部行使はできない。

第3回新株予約権

決議年月日	2022年6月27日
新株予約権の数(個)	5,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 500,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	550(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月14日 至 2024年7月16日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 550.45 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年2月28日)現在において、これらの事項に変更はございません。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

(1)本第3回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式500,000株(本第3回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、下記(2)により割当株式数が調整される場合には、本第3回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が下記2.(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記2.(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1)各本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本第3回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、550円とする。但し、行使価額は(3)に定める調整を受ける。

(3)行使価額の調整

当社は、本第3回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- () 株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
- () 本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- () 本項 () 乃至 () の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 () 乃至 () にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第3回新株予約権の行使請求をした本第3回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- () 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。
- () 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記()の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第3回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- () 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- () 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第3回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第3回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第3回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第3回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本第3回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第3回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

各本第3回新株予約権の一部行使はできない。

第4回新株予約権

決議年月日	2022年6月27日
新株予約権の数(個)	5,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 500,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月14日 至 2024年7月16日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650.21 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年2月28日)現在において、これらの事項に変更はございません。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

- (1)本第4回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式500,000株(本第4回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、下記(2)により割当株式数が調整される場合には、本第4回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が下記2.(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記2.(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1)各本第4回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2)本第4回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、650円とする。但し、行使価額は(3)に定める調整を受ける。
- (3)行使価額の調整

当社は、本第4回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ()本項 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- () 株式分割により当社普通株式を発行する場合
 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
- () 本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）
 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- () 本項 () 乃至 () の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 () 乃至 () にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第4回新株予約権の行使請求をした本第4回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- () 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項 () の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。
- () 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 () の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第4回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- () 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

()行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第4回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第4回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第4回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第4回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本第4回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第4回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

各本第4回新株予約権の一部行使はできない。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月2日 (注)1	31,084,515	31,084,515	2,000	2,000	500	500
2021年5月14日 (注)2	91,500	31,176,015	12	2,012	12	512
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)3	35,400	31,211,415	5	2,017	5	517
2022年5月13日 (注)4	88,900	31,300,315	13	2,030	13	530

(注)1. 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、2018年7月2日付でモバイルクリエイティブ株式会社と株式会社石井工作研究所の共同株式移転の方法により当社が設立されたことによるものであります。

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加

発行価格 1株につき272円

資本組入額 1株につき136円

割当先 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)4名、執行役員6名

3. 新株予約権の行使による増加

4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加

発行価額 1株につき293円

資本組入額 1株につき146.5円

割当先 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)3名、執行役員8名

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		11	24	71	28	25	15,491	15,650	
所有株式数(単元)		25,513	5,863	98,006	7,926	357	174,902	312,567	43,615
所有株式数の割合(%)		8.16	1.87	31.36	2.54	0.11	55.96	100	

- (注) 1. 自己株式1,218,356株は、「個人その他」に12,183単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。
2. 株式会社証券保管振替機構名義の株式918株は、「その他の法人」に9単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
イノベーション株式会社	大分県大分市東大道2丁目4番5号-1409	6,564,000	21.82
フューチャー株式会社	大分県大分市東大道2丁目4番5号-1409	1,680,000	5.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,449,100	4.81
F I G従業員持株会	大分県大分市東大道2丁目5番60号	1,062,983	3.53
株式会社大分銀行	大分県大分市府内町3丁目4番1号	600,000	1.99
青木 義行	千葉県浦安市	400,000	1.32
株式会社インターネットイニシアティブ	東京都千代田区富士見2丁目10番2号	400,000	1.32
第一交通産業株式会社	福岡県北九州市小倉北区馬借2丁目6番8号	400,000	1.32
財産計算センター合同会社	東京都墨田区菊川2丁目16-1 SKビル	399,900	1.32
岩瀬 英一郎	東京都墨田区	364,072	1.21
計	-	13,320,055	44.27

- (注) 1. イノベーション株式会社及びフューチャー株式会社は、当社代表取締役社長村井雄司の資産管理会社であります。
2. 前事業年度において主要株主であった村井雄司は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、イノベーション株式会社が新たに主要株主となりました。
3. 上記のほか当社所有の自己株式1,218,356株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,218,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,038,400	300,384	
単元未満株式	普通株式 43,615		
発行済株式総数	31,300,315		
総株主の議決権		300,384	

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が「完全議決権株式(その他)」欄に900株、「単元未満株式」欄に18株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数9個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式56株が含まれております。

【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) F I G株式会社	大分市東大道二丁目5番60号	1,218,300		1,218,300	3.89
計		1,218,300		1,218,300	3.89

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	134	0
当期間における取得自己株式	8	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	1,917,553	455
当期間における取得自己株式		

(注) 連結子会社からの現物配当によるものであります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	700,100	281		
保有自己株式数	1,218,356		1,218,364	

(注) 当期間における保有自己株式には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。当社は、会社法第454条第5項に基づき、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

当期の期末配当金につきましては、業績動向や株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案しつつ、グループの創立20周年と新規上場10周年を迎えたことを記念いたしまして、1株につき10円(普通配当5円、記念配当5円)といたしました。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2023年3月28日 定時株主総会	300	10.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社及びその子会社（以下、当社及びその子会社を総称して「グループ会社」という。）全体の経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンス遵守を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンス遵守を高めるために、グループ会社のコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置付け、当社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社の機関として、会社法に定める取締役会、監査等委員会及び会計監査人のほかに経営会議を設置して、経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行の監督を行います。

当社は、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、現状の体制を選択しております。

a．取締役会

取締役会は、取締役7名（内、監査等委員である取締役4名）で構成されており、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

構成員は、村井雄司、岐部和久、阿知波孝典、森本昌章、山田耕司、渡邊定義、大呂紗智子であり、代表取締役社長である村井雄司が議長を務めております。

取締役会は、会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討したうえで、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

b．監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名、社外取締役3名の合計4名で構成され、定時監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

構成員は森本昌章、山田耕司、渡邊定義、大呂紗智子であり、常勤監査等委員である森本昌章が委員長を務めております。

c．経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査等委員、執行役員で構成されており、原則隔週1回開催しております。

経営会議は、取締役会決議事項以外の重要な執行事項に対して、迅速に対応し、経営の機動力を向上するための意思決定等を行っております。

d．指名報酬委員会

当社は、取締役の選任や取締役等の報酬に関する意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置し随時開催しております。

指名報酬委員会は、取締役5名（うち3名は独立社外取締役）で構成され、独立社外取締役の山田耕司が委員長を務めております。

さらに、退職後も個別に機密情報に関わる契約を締結し、個人情報を含む機密情報に関する漏えいの未然防止に努めております。

なお、当社は、反社会的勢力の排除へ向けた基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力又は団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりがある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないことを基本方針としております。当社は、反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力からの民事介入暴力を受けた場合の対応を明確化することにより、排除のための体制整備の強化を推進しております。

d．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。

ただし、一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

e．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

f．取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g．取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

h．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	村井 雄司	1964年7月 15日生	2002年12月 モバイルクリエイイト(株) 設立 同社 代表取締役社長(現任) 2010年6月 (株)M.R.L 代表取締役社長 2015年6月 ciDrone(株)(現 ciRobotics(株)) 取締役 2015年6月 (株)石井工作研究所(現REALIZE(株)) 取締役 (現任) 2016年11月 (株)オプトエスピー 取締役 2018年4月 (株)トラン 代表取締役会長 2018年7月 当社 代表取締役社長(現任) 2019年12月 (株)ケイティ エス取締役(現任) 2022年3月 (株)匠取締役(現任)	(注)3	8,329,200 (注)5
取締役 常務執行役員 経営企画本部長	岐部 和久	1971年10月 21日生	2007年2月 (株)さとうベネック入社 経理部長 2009年7月 同社 管理部長 2012年11月 モバイルクリエイイト(株)入社 経理課長 2013年7月 同社 経営企画課長兼経理課長 2013年11月 沖縄ICカード(株) 監査役(現任) 2014年12月 (株)トラン 取締役(現任) 2015年6月 モバイルクリエイイト(株) 管理部長 2015年6月 (株)石井工作研究所(現REALIZE(株)) 取締役 2015年8月 (株)M.R.L 取締役(現任) 2015年8月 モバイルクリエイイト(株) 取締役管理部長 2015年10月 Mobile Create USA, Inc.CFO(現任) 2016年6月 モバイルクリエイイト(株) 取締役経営企画室長 2016年6月 InfoTrack Telematics Pte. Ltd. 取締役 2016年11月 (株)オプトエスピー 取締役 2018年7月 当社 取締役経営企画室長 2019年2月 当社 取締役社長室長 2019年2月 モバイルクリエイイト(株) 取締役営業部部長 2020年3月 モバイルクリエイイト(株) 取締役執行役員営業 部部長 2020年3月 当社 取締役執行役員社長室長 2021年3月 沖縄モバイルクリエイイト(株) 代表取締役社長 2021年3月 当社 取締役常務執行役員社長室長 2022年4月 当社 取締役常務執行役員経営企画本部長 (現任) 2022年4月 モバイルクリエイイト(株)取締役執行役員(現 任) 2022年8月 (株)匠取締役(現任)	(注)3	16,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 グループ統括本部長	阿知波孝典	1962年2月9日生	1985年4月 (株)大分銀行 入行 2007年3月 同行 大在支店長 2011年7月 大分ベンチャーキャピタル(株) 代表取締役 2014年6月 (株)大分銀行 法人営業支援部長 2015年6月 同行 執行役員法人営業支援部長 2016年6月 同行 執行役員別府支店長 2017年7月 モバイルクリエイイト(株) 入社 参与 2017年7月 (株)石井工作研究所(現REALIZE(株)) 経営企画室長 2018年3月 同社 取締役経営企画室長 2018年7月 モバイルクリエイイト(株) 取締役 2018年8月 当社 グループ統括部長 2019年2月 モバイルクリエイイト(株) 取締役経営企画室長 2019年2月 ciRobotics(株) 取締役(現任) 2019年3月 当社 取締役グループ統括部長 2019年12月 (株)ケイティ エス取締役(現任) 2020年2月 (株)オプトエスピー取締役(現任) 2020年3月 モバイルクリエイイト(株) 取締役執行役員経営企画室長(現任) 2020年3月 (株)石井工作研究所(現REALIZE(株)) 取締役執行役員経営企画室長 2020年3月 当社 取締役執行役員グループ統括部長 2021年3月 (株)石井工作研究所(現REALIZE(株)) 取締役常務執行役員経営企画室長(現任) 2021年3月 当社 取締役常務執行役員グループ統括部長 2022年3月 沖縄モバイルクリエイイト(株)取締役(現任) 2022年4月 当社取締役常務執行役員グループ統括本部長(現任) 2022年8月 (株)匠代表取締役社長(現任)	(注) 3	10,800
取締役 (常勤監査等委員)	森本 昌章	1956年9月29日生	1979年4月 (株)大分銀行入行 2007年8月 同行 事務統括部副部長 2011年3月 モバイルクリエイイト(株)入社管理部長 2011年8月 同社 取締役管理部長 2011年11月 同社 取締役営業部長 2012年8月 同社 常務取締役営業部長 2013年7月 (株)M.R.L 代表取締役社長 2016年6月 モバイルクリエイイト(株) 常務取締役 2017年6月 沖縄モバイルクリエイイト(株) 代表取締役社長 2018年2月 (株)M.R.L 取締役 2018年7月 当社 常務取締役 2018年7月 (株)石井工作研究所(現REALIZE(株)) 取締役 2019年10月 (株)M.R.L 代表取締役社長 2020年3月 モバイルクリエイイト(株) 取締役常務執行役員 2020年3月 当社 執行役員 2021年3月 モバイルクリエイイト(株) 監査役(現任) 2021年3月 (株)石井工作研究所(現REALIZE(株)) 監査役(現任) 2021年3月 ciRobotics(株) 監査役(現任) 2021年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	80,000
取締役 (監査等委員)	山田 耕司	1955年9月29日生	1979年4月 大分プロパン瓦斯(株)(現 (株)ダイプロ) 入社 1993年4月 同社 取締役営業部長 1996年10月 同社 取締役副社長 1997年4月 同社 代表取締役社長 2009年5月 全国LPガス協会 常任理事 2011年4月 日本コミュニティーガス協会九州支部 副支店長 2013年5月 大分県LPガス協会 会長(現任) 2014年6月 日本エルピーガス機器検査協会 監事(現任) 2014年8月 モバイルクリエイイト(株) 取締役 2016年8月 同社 取締役(監査等委員) 2016年11月 大分商工会議所 副会頭(現任) 2018年7月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 (株)ダイプロ 代表取締役会長(現任) 2020年7月 高圧ガス保安協会 理事(現任) 2020年9月 全国LPガス協会 副会長 2022年6月 全国LPガス協会 会長(現任) 2022年6月 全国LPガス保安共済事業団 理事長(現任)	(注) 4	4,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	渡邊 定義	1956年3月 26日生	1980年4月 東京国税局 入局 2010年7月 杉並税務署長 2011年7月 東京国税局課税第一部機動課長 2012年7月 東京国税局課税第一部資産課税課長 2013年7月 国税庁長官官房首席国税庁監察官 2015年7月 熊本国税局長 2016年8月 モバイルクリエイイト(株) 取締役(監査等委員) 2016年8月 渡邊定義税理士事務所 所長(現任) 2017年6月 湘南信用金庫 監事(現任) 2018年7月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2019年3月 (株)S T Iフードホールディングス監査役(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	大呂紗智子	1978年1月 20日生	2001年4月 農林水産省入省 2003年3月 同省退職 2010年12月 大分県弁護士会に弁護士登録 2010年12月 弁護士法人アゴラ勤務 2014年11月 特定非営利活動法人おおいた子ども支援 ネット理事 2021年6月 大分銀行社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
計					8,440,800

- (注) 1. 監査等委員である取締役 山田 耕司、渡邊 定義、及び大呂 紗智子は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員会設置会社であり、当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 森本 昌章、委員 山田 耕司、委員 渡邊 定義、委員 大呂 紗智子
3. 監査等委員以外の取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 村井雄司の所有株式数には、同氏の資産管理会社であるイノベーション株式会社及び
フューチャー株式会社が所有する株式数を含んでおります。
6. 取締役 阿知波孝典は、取締役(常勤監査等委員) 森本昌章の義弟であります。

社外役員の状況

当社は、外部からの中立的かつ客観的な視点による経営監視機能が重要との観点から、独立性の高い社外取締役3名を選任しております。なお、当社と社外取締役との間には、特別な利害関係はありません。

社外取締役山田耕司氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

社外取締役渡邊定義氏は、長年にわたる国税庁での勤務及び税理士としての豊かな業務経験と専門的知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

社外取締役大呂紗智子氏は、弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

なお、社外取締役との資本的関係につきましては、「(2)役員の状況 役員一覧」に記載しております。

当社では、社外役員の独立性に関する基準を次のとおり定め、当該基準に基づき社外取締役3名を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所及び福岡証券取引所に届け出ております。

(社外役員の独立性に関する基準)

イ. 当社従事者及び出身者

当社において、独立性を有する取締役(以下「独立役員」という。)であるというためには、当社の業務執行者(注1)、会計参与であってはならず、かつ、過去10年以内に当社の業務執行者、会計参与であった者ではない。また、その二親等内の親族又は同居の親族に該当する者であってはならない。

ロ. 当社関連従事者及び出身者

当社において、独立役員であるというためには、当社の現在の子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、会計参与であってはならず、かつ、過去10年以内に当該子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、会計参与であってはならない。また、その二親等内の親族又は同居の親族に該当する者であってはならない。

八．主要株主関係者

当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その二親等内の親族又は同居の親族に該当する者であってはならない。

- 1) 当社の現在の主要株主（議決権所有割合(注2)10%以上の株主をいう。以下同じ。) (注3)、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又は親会社若しくは重要な子会社(注4)の業務執行者。
- 2) 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であった者。
- 3) 当社が現在主要株主である会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、会計参与。

二．主要取引関係者

当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その二親等内の親族又は同居の親族に該当する者であってはならない。

- 1) 当社又はその子会社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結総売上高の10%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者。以下同じ。）(注5)又はその者が法人である場合における当該会社の業務執行者
- 2) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて、当社又はその子会社を主要な取引先としていた者又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行者。
- 3) 当社の主要な取引先である者(注6)又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行者。
- 4) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて、当社の主要な取引先であった者又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行者。
- 5) 当社又はその子会社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円）を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）及びその他の業務執行者。

ホ．相互兼任関係者

当社において、独立役員であるというためには、当社又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている(注7)会社又はその子会社の業務執行者であってはならない。また、その二親等内の親族又は同居の親族に該当する者であってはならない。

ヘ．大口債権者等

当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その二親等内の親族又は同居の親族に該当する者であってはならない。

- 1) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）の業務執行者。
- 2) 最近3年間に於いて当社の現在の大口債権者等の業務執行者。

ト．会計監査人、弁護士又は税理士その他のアドバイザー

当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その二親等内の親族又は同居の親族に該当する者であってはならない。

- 1) 現在当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者。
- 2) 最近3年間に於いて、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与であった公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員であって、当社又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者。（現在退職又は退所している者を含む。）
- 3) 上記1)又は2)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- 4) 上記1)又は2)に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社又はその子会社を主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の10%以上の支払いを当社又はその子会社から受けたファーム。以下同じ。）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者。

チ．その他利益相反者

- 1) 当社において、独立役員であるというためには、その他、当社の一般株主全体との間で上記イからトまで

で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。

- 2) 仮に上記二からトまでのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明(注8)することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

- (注1) 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
(注2) 議決権所有割合には、直接保有と間接保有の双方を含むものとする。
(注3) 後段との関係で、ここでは当該主要株主が自然人である場合のみを念頭に置いている。
(注4) 重要な子会社とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則第120条第1項第7号)等の項目又はその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいうものとする。
(注5) 典型的には、当社にとっての下請先や原材料の購買先。
(注6) 典型的には、当社の製品の販売先ないし納入先。
(注7) 原則として二当事者間で判定するが、A社、B社及びC社が、A社はB社に、B社はC社に、C社はA社に、それぞれ役員を派遣しているような場合には、それらA社、B社及びC社の間には取締役の受入れ関係があるものとする。
(注8) 対外的な説明の方法としては、HP上での公表や、当該独立役員を選任する株主総会参考資料において説明する。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行の状況について、それぞれの豊富な経験や専門の見地から発言を行っております。

また、社外取締役は、常勤監査等委員から監査計画に基づく監査結果の報告及び会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断できる情報等の報告を受けるとともに、監査室及び会計監査人と協議の場を設け、情報・意見交換をして相互連携を図り、お互いの監査を充実させていく体制を整えております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の組織・人員

当社の監査等委員は4名であり、常勤監査等委員1名と社外監査等委員3名から構成されております。当社監査等委員会は、最低1名は財務及び会計に関して相当程度の知見を有するものを含めることとしており、また、社外監査等委員候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性又は企業経営に関する高い見識を有することを基軸に選任することとしています。

(注) 現在の社外監査等委員については、「(2) 役員状況 社外役員状況」をご参照下さい。

また、現時点では監査等委員会の職務を補助すべきスタッフは置いていませんが、内部監査部門との連携により効率性・実効性の確保に努めております。

なお、当社では監査等委員の互選により、常勤監査等委員を監査等委員会委員長に選定しております。

b. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、各監査等委員の役割分担を定めた年度の監査方針にしたがって監査を実施しており、常勤監査等委員は取締役会及びその他の重要会議に出席するとともに、内部監査部門と連携して当社並びにグループ企業の往査を実施し、業務及び財産の状況を調査するとともに、子会社を含む内部統制システムの有効性等を確認しております。

また、重要な稟議決裁書類等を閲覧し、社内規程に基づき適正に意思決定が行われていることを確認しております。さらに、会計監査人から監査計画等の報告を受け、会計監査人の品質保証体制及び独立性について確認するとともに会計監査人とのコミュニケーションの充実を図り、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を確認しております。

非常勤である社外監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、独立・客観的な立場から自らの知見に基づいて経営判断の妥当性及びその決定プロセスの適正性等を監視し、必要に応じて意見表明を行い取締役会の実効性向上に努めております。

また、代表取締役社長及びグループ企業の監査役との意見交換も行き自らも情報収集に努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査等委員(委員長)	森本 昌章	14回 / 14回
非常勤監査等委員(社外取締役)	山田 耕司	11回 / 14回
非常勤監査等委員(社外取締役)	渡邊 定義	14回 / 14回
非常勤監査等委員(社外取締役)	大呂紗智子	10回 / 10回
非常勤監査等委員(社外取締役)	原口 祥彦	4回 / 4回

非常勤監査等委員原口祥彦氏につきましては2022年3月29日の退任までの状況、非常勤監査等委員大呂紗智子氏につきましては2022年3月29日就任後の状況を記載しております。

監査等委員会における主要な議題は、次のとおりです。

- ・ 監査方針・監査計画・職務分担の決定
- ・ 四半期・決算短信の監査
- ・ 会計監査人の評価及び再任・不再任の決定
- ・ 監査法人の報酬の同意
- ・ 取締役の人事・報酬についての意見の決定
- ・ 監査等委員選任議案に関する同意
- ・ 監査等委員会委員長、選定監査等委員の選定
- ・ 監査報告書
- ・ 事業報告・株主総会議案の監査
- ・ 内部統制システムの監査

その他に、取締役会議題事前確認、常勤監査等委員出席の重要な会議等の協議内容、実地棚卸立会及び往査の結果、内部監査部門の活動状況等の報告を常勤監査等委員より行っております。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは定期的に打ち合わせを実施し、内部監査部門より月次での定例報告及び財務報告に係る内部統制の評価結果等を受け、連携を強化しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、内部監査を実施する体制としており、室長1名、他1名で構成されております。

内部監査は、内部監査規程に従い、従業員の職務の遂行における法令、定款、社内諸規程の遵守状況の確認を軸とした業務監査を中心に行っております。

具体的には、監査室が年度監査計画を策定し、当社各部門における法令、定款、社内諸規程の整備・運用状況について監査しております。監査室は、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、適正な指導を行い、会社における不正及び誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図っております。

また、当社の監査等委員及び監査室は、適時に情報や意見の共有化を行い、相互に連携をとりながら、効果的かつ効率的に監査を実施します。また、監査等委員及び監査室は、会計監査人が往査するに際して、適時に情報交換を行うとともに、会計監査人からの定期的な監査報告に監査等委員、監査室が臨席し、会計監査の過程、結果を確認しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

2007年5月期以降

(注) 当社は、2018年7月に共同株式移転の方法により、モバイルクリエイト株式会社及び株式会社石井工作研究所の完全親会社として設立されたため、上記継続監査期間は、旧親会社で株式移転完全子会社となったモバイルクリエイト株式会社における監査期間を含めて記載しております。

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 晋介

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 7名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会社法第399条に定める手続きに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針に基づき、当事業年度の会計監査業務の実施状況を評価した結果、再任が相当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	37		38	
連結子会社				
計	37		38	

(注) 当社及び連結子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬の金額にはこれらの合計額を記載しています。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、当社の事業規模・監査日数等を勘案した監査計画に基づき算定した報酬金額について、監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の妥当性などを検討した結果、適切であると判断したため、当該報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ. 基本方針

当社は、個々の取締役の報酬の決定に際して、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての株式報酬により構成する。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮のうち、役位、職責、在任年数等に応じた基本報酬テーブルを作成し、当該テーブルを基準に総合的に勘案して決定する。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

（業績連動報酬）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、定時株主総会の終了後など毎年一定の時期に、賞与として、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給する。かかる算出における業績指標は連結営業利益とし、目標値は前事業年度の決算短信に記載の「連結業績予想の営業利益」とする。

（非金銭報酬）

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、定時株主総会の終了後など毎年一定の時期に、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより当社普通株式の交付を受ける。

かかる譲渡制限付株式の金額は、各支給対象者の基本報酬月額に支給係数を乗じて得られる金額（基準額）とし、割当株数は、かかる基準額を株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値で除した数（1単元未満の数は切り上げ）とする。

譲渡制限付株式は、退任時までの譲渡制限が付されており、取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した日に譲渡制限を解除する。また、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に、死亡その他正当な理由により取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した場合は、権利が確定した株式については譲渡制限が解除され、権利確定前の株式については権利確定期間で按分し在任期間中分の株式の譲渡制限を解除し、残りの株式は当社が無償取得する。対象取締役が譲渡制限期間満了前に、死亡その他正当な理由なく退任した場合は、本制度で付与した株式を全て当社が無償取得する。

ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の額は、基本報酬月額を算定の基礎としつつ、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、各取締役の業績向上に対するインセンティブ効果が期待できる水準となるよう、当社の業績、他社水準、経済環境等を考慮した適切な割合とする。

なお、代表取締役については、その職責及び業績に対する影響に鑑み、譲渡制限付株式報酬の割合を相対的に高くする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の算出方法を指名報酬委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会にて個人別の支給額及び割当株式数を決議する。

b. 役員報酬等の額等の決定の役職ごとの方針

役職ごとの方針は定めておりません。

c. 役員報酬等の株主総会の決議年月日及び決議内容

2019年3月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額を年額200百万円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員を除く。）の員数は8名であります。）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額30百万円以内（当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は4名であります。）とすることを決議しております。また、同株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対する報酬としての株式報酬型ストック・オプションを上記報酬限度額の範囲内で付与することを決議しております。

2021年3月29日開催の第3回定時株主総会において、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に對し、上記の報酬限度額の範囲内で年額30百万円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名であります。）において、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議し、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これに伴い、従来の株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、すでに付与済みのものを除き、今後ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

d. 当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当事業年度における役員報酬に係る指名報酬委員会は3回開催しており、役員報酬の個人別の基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の算出方法について協議を行いました。

指名報酬委員会の答申を得たうえで当事業年度の個人別の基本報酬については、2022年3月29日開催の取締役会及び監査等委員会、譲渡制限付株式報酬については2022年4月15日開催の取締役会において決議しております。

e. 業績連動賞与算定方法（2023年12月期）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員、子会社の取締役及び執行役員に対し、次の算式により業績連動賞与を支給します。

（当社）

業績連動報酬計算式：支給対象役員の月額報酬額×連結営業利益達成度に応じた支給係数

連結営業利益達成度：連結営業利益÷連結営業利益の業績予想（前事業年度の決算短信に記載）

連結営業利益は業績連動賞与と控除後数値とします。

1万円未満は切捨とします。

（連結営業利益達成度に応じた支給係数）

連結営業利益達成度	支給係数	連結営業利益達成度	支給係数
180%以上	4.0	110%以上120%未満	2.1
170%以上180%未満	3.5	100%以上110%未満	2.0
160%以上170%未満	3.0	90%以上100%未満	1.5
150%以上160%未満	2.5	80%以上90%未満	1.0
140%以上150%未満	2.4	70%以上80%未満	0.5
130%以上140%未満	2.3	70%未満	0.0
120%以上130%未満	2.2		

（留意事項）

- ・本業績連動報酬は、法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与であり、支給対象は同号に規定する業務執行役員である取締役及び執行役員（当社から月額報酬を支給するもの）とします。監査等委員である取締役は含まれません。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は当該事業年度の連結営業利益とします。
- ・支給する業績連動賞与の支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定した額」は6千万円を限度とします。
- ・連結営業利益達成度70%未満では不支給とします。
- ・計算式記載の対象役員の月額報酬額は、定時株主総会終結後の取締役会で決議された金額とし、その後の増減があった場合においても変更は行いません。
- ・2023年12月期の連結営業利益の業績予想は520百万円です。

(子会社)

業績連動報酬計算式：支給対象役員の月額報酬額×営業利益達成度に応じた支給係数

営業利益達成度：営業利益÷目標営業利益（各子会社の取締役会決議事項）

営業利益は経営指導料控除前、業績連動報酬控除後数値とします。

1万円未満は切捨とします。

(営業利益達成度に応じた支給係数)

営業利益達成度	支給係数	営業利益達成度	支給係数
180%以上	2.0	110%以上120%未満	1.05
170%以上180%未満	1.75	100%以上110%未満	1.0
160%以上170%未満	1.5	90%以上100%未満	0.75
150%以上160%未満	1.25	80%以上90%未満	0.5
140%以上150%未満	1.2	70%以上80%未満	0.25
130%以上140%未満	1.15	70%未満	0.0
120%以上130%未満	1.1		

(留意事項)

- ・本業績連動報酬は、法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与であり、支給対象は同号に規定する業務執行役員である取締役及び執行役員（対象会社から月額報酬を支給するもの）とします。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は対象会社の当該事業年度の単体営業利益とします。
- ・支給対象会社はREALIZE株式会社、株式会社ケイティーエス、株式会社オプトエスピー、株式会社プライムキャストとし、支給する業績連動賞与の支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定した額」はREALIZE株式会社4百万円、株式会社ケイティーエス8百万円、株式会社オプトエスピー4百万円、株式会社プライムキャスト4百万円を限度とします。
- ・営業利益達成度70%未満では不支給とします。
- ・親会社（FIG株式会社）の連結営業利益が業績予想の70%を下回った場合は不支給とします。
- ・計算式記載の対象役員の月額報酬額は、定時株主総会終結後の取締役会で決議された金額とし、その後の増減があった場合においても変更は行いません。

f. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

2022年12月期業績指標	目標	実績
連結営業利益	750百万円	932百万円

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	90	75		15	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	12	12			1
社外役員	7	7			4

- (注) 1. 上記には、2022年3月2日開催の第4回定時株主総会終結時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名、社外役員1名を含んでおります。
2. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の連結営業利益の目標額は750百万円、実績額は932百万円でありましたが、修正計画の連結営業利益の目標額1,000百万円に対し未達のため、2023年2月9日開催の取締役会にて不支給とすることを決議しました。
3. 上記非金銭報酬の額は、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度中の費用計上額であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益等を得る目的で保有する場合を「純投資目的での保有」、それ以外の目的で保有する場合を「純投資目的以外の目的での保有」と考えております。

モバイルクリエイイト株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)であるモバイルクリエイイト株式会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取引関係の強化及び取引関係の構築等当社グループの企業価値の維持又は向上に資すると判断した場合に、株式を保有しております。

当社の資本コストを踏まえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証したうえで保有の合理性については当社取締役会において毎年審議を行い、保有の合理性がなくなっている場合には速やかに売却を行っております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	1
非上場株式以外の株式	5	84

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
第一交通産業株式会社	60,000	60,000	モバイルクリエイイト株式会社における得意先として、継続的な取引関係の維持・向上のため保有しております。	有
	45	42		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	24,000	24,000	株式会社三菱UFJ銀行との間で資金借入等の銀行取引を行っており、中長期の安定的な銀行取引関係の維持・向上のため保有しております。	有
	21	14		
株式会社大分銀行	5,000	5,000	株式会社大分銀行との間で資金借入等の銀行取引を行っており、中長期の安定的な銀行取引関係の維持・向上のため保有しております。	有
	10	9		
株式会社小田原機器	10,000	10,000	モバイルクリエイイト株式会社における得意先として、継続的な取引関係の維持・向上のため保有しております。	有
	4	5		
ANAホールディングス株式会社	1,000	1,000	株主優待の利用によるコスト削減効果を期待して保有しております。	無
	2	2		

(注) 1 定量的な保有効果については、秘密保持等の観点から記載が困難であります。保有の合理性については、取締役会において、銘柄ごとに中長期的な視点から保有の継続性について判断しております。

2 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、当社株式を保有していませんが、同社グループの株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、auカブコム証券株式会社は、当社株式を保有していません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	1	281	1	277

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式			231

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

株式会社石井工作研究所における株式の保有状況

連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最大保有会社の次に大きい会社である株式会社石井工作研究所については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取引関係の強化及び取引関係の構築等当社グループの企業価値の維持又は向上に資すると判断した場合に、株式を保有しております。

当社の資本コストを踏まえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証したうえで保有の合理性について当社取締役会において毎年審議を行い、保有の合理性がなくなっている場合には速やかに売却を行っております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	3	119

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	1	0	取引先持株会を通じた取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社大分銀行	30,000	30,000	株式会社大分銀行との間で資金借入等の銀行取引を行っており、中長期の安定的な銀行取引関係の維持・向上のため保有しております。	有
	61	54		
三菱電機株式会社	42,128	41,781	株式会社石井工作研究所における得意先として、継続的な取引関係の維持・向上のため保有しており、株式数の増加は、取引先持株会を通じた株式の取得によるものであります。	無
	55	60		
ANAホールディングス株式会社	1,000	1,000	株主優待の利用によるコスト削減効果を期待して保有しております。	無
	2	2		

(注) 定量的な保有効果については、秘密保持等の観点から記載が困難ではありますが、保有の合理性については、取締役会において、銘柄ごとに中長期的な視点から保有の継続性について判断しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	4	233	4	257

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式	10		146

c．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

a．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取引関係の強化及び取引関係の構築等当社グループの企業価値の維持又は向上に資すると判断した場合に、株式を保有しております。

当社の資本コストを踏まえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証したうえで保有の合理性について当社取締役会において毎年審議を行い、保有の合理性がなくなっている場合には速やかに売却を行っております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	325
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	300	資本業務提携契約に基づく取得
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

d．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人をはじめとする各種団体が主催するセミナーへの参加を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,414	2,199
受取手形及び売掛金	3,145	
受取手形、売掛金及び契約資産		¹ 4,631
リース投資資産	1,955	³ 4,441
製品	326	351
仕掛品	² 898	² 374
原材料	838	1,362
その他	313	740
貸倒引当金	45	44
流動資産合計	9,846	14,058
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	³ 1,096	³ 1,928
機械装置及び運搬具（純額）	204	173
工具、器具及び備品（純額）	76	74
レンタル資産（純額）	154	172
土地	³ 1,718	³ 1,718
リース資産（純額）	2	0
建設仮勘定	2,942	15
有形固定資産合計	⁵ 6,194	⁵ 4,082
無形固定資産		
のれん	357	282
ソフトウェア	381	473
ソフトウェア仮勘定	106	59
その他	6	6
無形固定資産合計	850	821
投資その他の資産		
投資有価証券	946	1,338
繰延税金資産	73	93
長期未収入金	885	883
その他	186	196
貸倒引当金	12	11
投資その他の資産合計	2,079	2,501
固定資産合計	9,125	7,405
資産合計	18,971	21,463

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,298	1,759
短期借入金	3 3,833	1,925
1年内償還予定の社債	16	17
1年内返済予定の長期借入金	3 802	3 930
未払法人税等	81	249
未払消費税等	188	128
賞与引当金	53	58
製品保証引当金	27	29
その他	766	4 705
流動負債合計	7,068	5,803
固定負債		
社債	17	
長期借入金	3 2,731	3 5,681
繰延税金負債	81	59
役員退職慰労引当金	65	57
退職給付に係る負債	128	135
修繕引当金		11
その他	1	5
固定負債合計	3,024	5,951
負債合計	10,093	11,754
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,012	2,030
資本剰余金	3,852	4,008
利益剰余金	3,035	3,575
自己株式	455	312
株主資本合計	8,444	9,301
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	282	269
為替換算調整勘定	4	5
その他の包括利益累計額合計	286	275
新株予約権	131	124
非支配株主持分	16	8
純資産合計	8,878	9,709
負債純資産合計	18,971	21,463

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	12,264	12,914
売上原価	2, 3 8,995	2, 3 9,030
売上総利益	3,269	3,883
販売費及び一般管理費	4, 5 2,703	4, 5 2,951
営業利益	566	932
営業外収益		
受取利息	3	0
受取配当金	16	20
補助金収入	14	73
その他	9	17
営業外収益合計	44	111
営業外費用		
支払利息	35	45
その他	1	34
営業外費用合計	36	79
経常利益	573	964
税金等調整前当期純利益	573	964
法人税、住民税及び事業税	190	314
法人税等調整額	57	28
法人税等合計	133	286
当期純利益	439	677
非支配株主に帰属する当期純損失()	2	8
親会社株主に帰属する当期純利益	441	685

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益	439	677
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	236	12
為替換算調整勘定	6	1
その他の包括利益合計	1 243	1 11
包括利益	682	666
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	683	674
非支配株主に係る包括利益	0	7

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,000	3,839	2,739	455	8,123
当期変動額					
新株の発行	12	12			24
剰余金の配当			145		145
親会社株主に帰属する 当期純利益			441		441
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	12	12	296	0	320
当期末残高	2,012	3,852	3,035	455	8,444

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	45	0	44	126	17	8,311
当期変動額						
新株の発行						24
剰余金の配当						145
親会社株主に帰属する 当期純利益						441
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	236	5	242	5	0	246
当期変動額合計	236	5	242	5	0	567
当期末残高	282	4	286	131	16	8,878

当連結会計年度(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,012	3,852	3,035	455	8,444
当期変動額					
新株の発行	18	18			36
剰余金の配当			146		146
親会社株主に帰属する 当期純利益			685		685
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分 (新株予約権の行使)		138		143	281
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	18	156	539	143	857
当期末残高	2,030	4,008	3,575	312	9,301

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	282	4	286	131	16	8,878
当期変動額						
新株の発行						36
剰余金の配当						146
親会社株主に帰属する 当期純利益						685
自己株式の取得						0
自己株式の処分 (新株予約権の行使)						281
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12	0	11	7	7	26
当期変動額合計	12	0	11	7	7	830
当期末残高	269	5	275	124	8	9,709

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	573	964
減価償却費	382	388
のれん償却額	67	61
貸倒引当金の増減額(は減少)	17	1
製品保証引当金の増減額(は減少)	5	2
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	21	6
賞与引当金の増減額(は減少)	2	4
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	12	8
受取利息及び受取配当金	20	20
支払利息	35	45
補助金収入	14	73
売上債権の増減額(は増加)	933	
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)		1,486
棚卸資産の増減額(は増加)	223	25
仕入債務の増減額(は減少)	335	460
リース投資資産の増減額(は増加)	56	186
その他	215	28
小計	395	533
利息及び配当金の受取額	20	20
利息の支払額	38	42
補助金の受取額	19	22
法人税等の還付額	19	44
法人税等の支払額	352	219
営業活動によるキャッシュ・フロー	63	359
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	20	6
定期預金の払戻による収入	5	31
有形固定資産の取得による支出	2,177	1,153
無形固定資産の取得による支出	216	216
投資有価証券の取得による支出	25	417
貸付けによる支出	100	
貸付金の回収による収入	2	101
差入保証金の差入による支出	1	202
保険積立金の解約による収入		17
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2	
その他	13	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,523	1,848
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,208	1,907
長期借入れによる収入	1,630	4,038
長期借入金の返済による支出	860	959
社債の償還による支出	316	16
自己株式の取得による支出	0	0
新株予約権の発行による収入		4
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入		280
配当金の支払額	145	146
リース債務の返済による支出	1	1
その他		0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,513	1,291
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	6
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	57	190
現金及び現金同等物の期首残高	2,318	2,376
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,376	1 2,185

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

14社

連結子会社の名称

モバイルクリエイイト株式会社

株式会社石井工作研究所

株式会社ケイティーエス

ciRobotics株式会社

株式会社オプトエスピー

株式会社プライムキャスト

株式会社CAOS

沖縄モバイルクリエイイト株式会社

株式会社トラン

株式会社M.R.L

Mobile Create USA, Inc.

InfoTrack Telematics Pte. Ltd.

InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.

株式会社インフォウェイブ

株式会社CAOSは、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、株式会社石井工作研究所は、2023年1月1日付でREALIZE株式会社に商号変更しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、株式会社インフォウェイブ(2月28日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、同社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結決算を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 製品

主に総平均法

b 仕掛品

個別法及び総平均法

c 原材料

主に総平均法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物及びレンタル資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年
機械装置及び運搬具 2～10年
工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一部の連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

一部の連結子会社は従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

製品保証引当金

一部の連結子会社は製品販売後の補償費用の支出に備えるため、過去の補償費用実績率を基礎として計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

修繕引当金

一部の連結子会社は賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結会社は従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、履行義務を充足した後の通常の支払期限は、概ね1～6か月以内であります。

当社グループは、収益の認識時期を区分することにより、収益をフロービジネスとサブスクに分解しております。フロービジネスとは、製品、装置及びシステム販売等による売り切り型の収益であり、サブスクとは、製品、システム及びアプリケーション、賃貸用不動産等の継続的な利用に対するサービスの提供によるリース、レンタル、利用料等の収益です。

I o T

a フロービジネス

()システム受託開発契約

バスロケーションシステム、ペイメントシステム、その他システム受託開発については、顧客との間でシステム開発の請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客の仕様に基づくシステム開発であります。

当該システム受託開発については、顧客の利用目的に応じたカスタマイズが含まれており、義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じ、進捗した部分に対する対価を収受する強制力のある権利を有することから、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各連結会計年度の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

()製品の販売

IP無線機、決済端末、その他通信機器のI o Tデバイスの販売については、主な履行義務は製品の引渡し及び機器の取付けであり、当該履行義務は、製品の引渡し及び機器の取付けが完了し顧客が検収した時点で履行義務が充足されるため、顧客の検収完了時点で収益を認識しております。

b サブスク

()月額利用契約

I o Tデバイスに基づく動態管理システム、バス運行管理システム、タクシー配車システム、決済システム等における運用、保守サービスの利用については、顧客との間で月額のサービス利用契約を締結しており、主な履行義務は契約期間にわたるシステムの利用及び保守サービスの提供であります。当該履行義務は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しております。

()ファイナンス・リース取引

タクシー配車システム、ホテルマルチメディアシステム等における、I o Tデバイスとシステム利用サービスを一体とした月額定額制モデルについては、サービス利用契約に基づきリース取引に関する会計基準等を適用し、リース料受取時に売上高を計上しております。

マシーン

フロービジネス

請負契約

半導体関連製造装置、金型、自動車搭載品関連製造装置の製造販売については、主に顧客との間で請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客の仕様に基づく製品の製造販売であります。

当該製品の製造販売については、顧客の利用目的に応じたカスタマイズが含まれており、義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じ、進捗した部分に対する対価を収受する強制力のある権利を有することから、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各連結会計年度の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

スマートシティ

サブスク

ファイナンス・リース取引

マンション等の不動産賃貸事業については、主に顧客との間で長期一括借上契約を締結しており、当該契約に基づきリース取引に関する会計基準等を適用し、リース料受取時に売上高を計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
 譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. InfoTrack Telematics Pte.Ltd.に係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
InfoTrack Telematics Pte.Ltd.に係るのれん	159	129

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、InfoTrack Telematics Pte.Ltd.を連結子会社化した際に発生したのれんについて、固定資産の減損会計基準等に従い、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているため、減損の兆候を識別しております。当該のれんに関して、同社が獲得すると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、2023年度予算及び中期経営計画であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

2023年度予算及び中期経営計画は、グループ会社からのアウトソーシング受注や主要な費用項目である人件費の将来見通しに影響を受けます。予算及び中期経営計画における利益水準と実績の利益水準とに乖離が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

2. 投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券（非上場株式）	34	335

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、市場価格のない株式等について当該株式の発行会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかを検討し減損の要否を判定しております。

主要な仮定

投資有価証券（非上場株式）の評価における重要な仮定は、投資先の事業計画であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

投資先の事業計画は、主として市場の成長率や顧客からの受注に影響を受けます。重要な仮定である事業計画の不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、投資先の事業計画の遂行が困難な状況となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これに伴い、システム受託開発契約及び請負契約に関して、従来、契約の進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準(契約進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いシステム受託開発契約及び請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価はそれぞれ312百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度から「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「売上債権の増減額(は増加)」は、当連結会計年度より「売上債権及び契約資産の増減額(は増加)」に含めて表示することといたしました。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、(金融商品関係)注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除却損」に表示していた0百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「貸付金の回収による収入」及び「差入保証金の差入による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた13百万円は、「貸付金の回収による収入」2百万円、「差入保証金の差入による支出」1百万円、「その他」13百万円として組み替えております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の売却による収入」及び「投資有価証券の売却による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の売却による収入」に表示していた0百万円及び「投資有価証券の売却による収入」に表示していた1百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年12月31日)
受取手形	252百万円
売掛金	1,834百万円
契約資産	2,544百万円

- 2 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。相殺表示した棚卸資産に対応する受注損失引当金の額

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
仕掛品に係るもの	64百万円	51百万円

- 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
リース投資資産	百万円	2,630百万円
建物及び構築物	668百万円	1,548百万円
土地	1,506百万円	1,506百万円
計	2,175百万円	5,686百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
短期借入金	2,410百万円	百万円
1年内返済予定の長期借入金	230百万円	317百万円
長期借入金	1,654百万円	4,618百万円
計	4,295百万円	4,935百万円

- 4 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年12月31日)
契約負債	115百万円

- 5 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,959百万円	3,154百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
0百万円	28百万円

3 棚卸資産の期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
47百万円	17百万円

4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	238百万円	213百万円
給料手当	1,106百万円	1,225百万円
退職給付費用	45百万円	38百万円
役員退職慰労引当金繰入額	25百万円	15百万円

5 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
83百万円	130百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	347百万円	25百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	347百万円	25百万円
税効果額	111百万円	13百万円
その他有価証券評価差額金	236百万円	12百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	6百万円	1百万円
組替調整額	百万円	百万円
為替換算調整勘定	6百万円	1百万円
その他の包括利益合計	243百万円	11百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,084,515	91,500		31,176,015

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加 91,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,918,220	102		1,918,322

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 102株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					131
合計						131

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月29日 定時株主総会	普通株式	155	5.00	2020年12月31日	2021年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	155	5.00	2021年12月31日	2022年3月30日

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,176,015	124,300		31,300,315

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による新株式発行による増加	35,400株
譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加	88,900株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,918,322	134	700,100	1,218,356

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	134株
新株予約権の行使による自己株式の処分による減少	700,100株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少		当連結会計年度末
提出会社	第2回新株予約権	普通株式		2,000,000	700,100	1,299,900	2
	第3回新株予約権	普通株式		500,000		500,000	0
	第4回新株予約権	普通株式		500,000		500,000	0
	ストック・オプションとしての新株予約権						121
合計				3,000,000	700,100	2,299,900	124

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

第2回乃至第4回新株予約権の発行による増加	3,000,000株
新株予約権の行使による自己株式の処分による減少	700,100株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	155	5.00	2021年12月31日	2022年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300	10.00	2022年12月31日	2023年3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	2,414百万円	2,199百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	38百万円	13百万円
現金及び現金同等物	2,376百万円	2,185百万円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

- 3 重要な非資金取引の内容

当連結会計年度に賃貸用不動産が完成したことに伴い、ファイナンス・リース取引に該当する契約に係る対価を、建設仮勘定からリース投資資産に2,672百万円振替えております。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

「工具、器具及び備品」であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法によっております。

(貸主側)

- (1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
リース料債権部分	2,853	7,385
受取利息相当額	897	2,944
リース投資資産	1,955	4,441

- (2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース投資資産	755	678	600	436	242	140	2,853

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年12月31日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース投資資産	962	878	738	563	369	3,873	7,385

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債の発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びにリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、月次で担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、ドル建のみで少額のためヘッジ等を講じておりません。

投資有価証券は、純投資目的及び事業推進目的で保有してありますが、市場価格の変動リスクに晒されております。当該株式については定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1～5ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後30年であります。主に固定金利による調達により、金利の変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) リース投資資産	1,955	1,955	0
(2) 投資有価証券			
その他有価証券(2)	912	912	
(3) 長期未収入金	885		
貸倒引当金(3)	12		
	873	873	
資産計	3,740	3,740	0
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	33	33	0
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	3,533	3,535	1
負債計	3,567	3,569	2

(1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	34

(3) 長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) リース投資資産	4,441	4,212	228
(2) 投資有価証券 其他有価証券(2)	1,003	1,003	
(3) 長期未収入金 貸倒引当金(3)	883 10		
	873	873	
資産計	6,317	6,088	228
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	17	16	0
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を 含む)	6,612	6,164	447
負債計	6,629	6,181	447

- (1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	335

- (3) 長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,414			
受取手形及び売掛金	3,145			
リース投資資産	469	1,362	122	
合計	6,029	1,362	122	

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,199			
受取手形、売掛金及び契約資産	4,631			
リース投資資産	521	1,466	383	2,069
合計	7,352	1,466	383	2,069

(注) 2. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	16	17				
長期借入金	802	686	598	284	210	951
合計	819	703	598	284	210	951

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	17					
長期借入金	930	859	537	462	299	3,522
合計	947	859	537	462	299	3,522

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	886	116		1,003
長期未収入金		870		870
資産計	886	986	-	1,873

(2) 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産		4,212		4,212
長期未収入金		2		2
資産計		4,214		4,214
社債 (1年内償還予定の社債を含む)		16		16
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)		6,164		6,164
負債計		6,181		6,181

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース投資資産

時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、償還までの期間が短期であるため、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

主に退職給付制度終了に伴い発生した債権であり、当該時価については、運用会社から提示される基準価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2021年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	779	345	433
小計	779	345	433
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	132	155	23
小計	132	155	23
合計	912	501	410

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 34百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	789	400	389
小計	789	400	389
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	96	101	4
債券	116	116	
小計	213	218	4
合計	1,003	618	384

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 335百万円)は、市場価格のない株式等のため、上表「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

また、一部の連結子会社は中小企業退職金共済制度に加入しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度により支給される額を控除した額を退職給付債務の見込額とする方法によって算定しております。

なお、当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	107百万円	128百万円
退職給付費用	26百万円	22百万円
退職給付の支払額	5百万円	15百万円
退職給付に係る負債の期末残高	128百万円	135百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円	- 百万円
年金資産	- 百万円	- 百万円
	- 百万円	- 百万円
非積立型制度の退職給付債務	150百万円	159百万円
中小企業退職金共済制度給付見込額	21百万円	23百万円
	128百万円	135百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	128百万円	135百万円
退職給付に係る負債	128百万円	135百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	128百万円	135百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度26百万円 当連結会計年度22百万円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度61百万円、当連結会計年度63百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
販売費及び一般管理費	5百万円	百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

当社が付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

なお、2013年から2017年までのストック・オプションはモバイルクリエイイト(株)が付与していたストック・オプションに代えて、当社設立日である2018年7月2日に付与したものであります。

	2013年度 新株予約権	2014年度 新株予約権	2015年度 新株予約権	2016年度 新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4	当社取締役 4	当社取締役 6	当社取締役 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 20,400	普通株式 18,800	普通株式 42,000	普通株式 40,800
付与日	2013年9月30日	2014年9月30日	2015年9月30日	2016年9月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年7月2日～ 2043年9月30日	2018年7月2日～ 2044年9月30日	2018年7月2日～ 2045年9月30日	2018年7月2日～ 2046年9月30日

	2017年度 新株予約権	2018年度 新株予約権	2019年度 新株予約権	2020年度 新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5	当社取締役 5	当社取締役 8	当社取締役 4 当社執行役員 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 57,200	普通株式 72,900	普通株式 85,900	普通株式 99,600
付与日	2017年5月9日	2018年8月31日	2019年5月8日	2020年5月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年7月2日～ 2047年5月9日	2018年9月1日～ 2048年8月31日	2019年5月9日～ 2049年5月8日	2020年5月9日～ 2050年5月8日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	2013年度 新株予約権	2014年度 新株予約権	2015年度 新株予約権	2016年度 新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	20,400	18,800	42,000	40,800
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)	1,200	1,200	2,400	3,600
未確定残(株)	19,200	17,600	39,600	37,200
権利確定後				
前連結会計年度末(株)				
権利確定(株)	1,200	1,200	2,400	3,600
権利行使(株)	1,200	1,200	2,400	3,600
失効(株)				
未行使残(株)				

	2017年度 新株予約権	2018年度 新株予約権	2019年度 新株予約権	2020年度 新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	57,200	72,900	85,900	99,600
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)	4,800	5,700	6,100	10,400
未確定残(株)	52,400	67,200	79,800	89,200
権利確定後				
前連結会計年度末(株)				
権利確定(株)	4,800	5,700	6,100	10,400
権利行使(株)	4,800	5,700	6,100	10,400
失効(株)				
未行使残(株)				

単価情報

	2013年度 新株予約権	2014年度 新株予約権	2015年度 新株予約権	2016年度 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	298	298	298	298
付与日における公正な評価単価(円)	739.75	846	364	223

	2017年度 新株予約権	2018年度 新株予約権	2019年度 新株予約権	2020年度 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	298	298	298	298
付与日における公正な評価単価(円)	308	254	246	192

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	512百万円	473百万円
全面時価評価法による評価差額	142百万円	142百万円
棚卸資産評価損	174百万円	159百万円
株式報酬費用	45百万円	50百万円
その他	192百万円	221百万円
繰延税金資産小計	1,067百万円	1,047百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	485百万円	433百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	383百万円	392百万円
評価性引当額小計	869百万円	826百万円
繰延税金資産合計	198百万円	220百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	193百万円	180百万円
保険積立金	12百万円	6百万円
繰延税金負債合計	206百万円	186百万円
繰延税金資産純額	8百万円	33百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	1	240	140	23	9	96	512
評価性引当額	1	219	134	23	9	96	485
繰延税金資産	-	20	6	-	-	-	(b)27

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金については、経営者が承認した事業計画等に基づく将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分について繰延税金資産を計上しております。

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	206	121	18	12	11	102	473
評価性引当額	166	121	18	12	11	102	433
繰延税金資産	40	-	-	-	-	-	(b)40

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金については、経営者が承認した事業計画等に基づく将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分について繰延税金資産を計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.5%	%
(調整)		
評価性引当額の増減	18.8%	%
繰越欠損金の期限切れ	10.1%	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%	%
住民税均等割	2.5%	%
のれん償却額	3.3%	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	%
内部取引消去	0.2%	%
試験研究費等の税額控除	0.9%	%
法人税等還付税額	3.9%	%
その他	0.6%	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.3%	%

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント									合計		
	I o T			マシーン			スマートシティ			フロー ビジネス	サブ スク	合計
	フロー ビジネス	サブ スク	合計	フロー ビジネス	サブ スク	合計	フロー ビジネス	サブ スク	合計			
顧客との 契約から 生じる収益	4,456	2,667	7,123	4,020		4,020				8,476	2,667	11,143
その他の収益		1,549	1,549					220	220		1,770	1,770
外部顧客への 売上高	4,456	4,216	8,672	4,020		4,020		220	220	8,476	4,437	12,914

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,465
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,087
契約資産(期首残高)	679
契約資産(期末残高)	2,544
契約負債(期首残高)	117
契約負債(期末残高)	115

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

契約資産の主な内容は、システム受託開発契約及び請負契約において発生原価をもとに進捗率を計算して収益を認識したことによって生じた債権であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債の主な内容は、顧客との契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において契約資産が1,864百万円増加した主な要因は、マシーンにおいて長納期案件の増加に伴い、期末日時点での仕掛中案件が増加したことによるものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

フロービジネスのうちI o Tについては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、マシーンについては、当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額が、2,319百万円あります。当該残存履行義務について、2,219百万円は1年以内に、100百万円は1年超2年以内に履行される見込みです。

サブスクについては、当社及び連結子会社では、サービスを提供するために顧客と一定期間の契約を締結し、履行が完了した部分に対する金額を請求しております。当該会社では、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号2021年3月26日。以下「収益認識会計基準に関する会計基準の適用指針」という。)第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。従って、収益認識会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、当該契約について、残存履行義務に配分した取引価格を注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの事業については、グループの各事業会社が、取り扱う製品及びサービスについての事業展開・戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは製品及びサービス別のセグメントから構成されており、「I o T」及び「マシーン」並びに「スマートシティ」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「I o T」は、主に移動体管理システムの開発・販売並びにこれらに付随する通信・アプリケーションのサービス及び保守等を行っております。

「マシーン」は、主に半導体・自動車関連製造装置及び金型等の製造・販売、無人飛行機及びロボット制御システムの開発・製造・保守管理・販売等を行っております。

「スマートシティ」は、主にマンション等の不動産賃貸事業を行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度から、従来、「情報通信事業」としていた報告セグメントの名称を「I o T」に、「装置等関連事業」としていた報告セグメントの名称を「マシーン」に、「新規事業」としていた報告セグメントの名称を「スマートシティ」にそれぞれ変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。なお、前連結会計年度のセグメント情報についても変更後の名称で記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引価格に基づいております。

収益認識に関する会計基準等の適用

(会計方針の変更)に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高について、IoTでは売上高は312百万円減少しておりますが、セグメント利益に与える影響はありません。また、マシーン及びスマートシティでは、売上高及びセグメント利益に与える影響はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	合計 (注)2
	I o T	マシーン	スマート シティ			
売上高						
外部顧客への売上高	7,452	4,812		12,264		12,264
セグメント間の 内部売上高又は振替高	4	152		156	156	
計	7,456	4,964		12,421	156	12,264
セグメント利益 又は損失()	961	290	5	1,246	680	566
セグメント資産	8,688	5,641	3,932	18,263	708	18,971
その他の項目						
減価償却費	243	135		379	3	382
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	371	17	2,030	2,418	1	2,419

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 680百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用は、主に持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

セグメント資産の調整額708百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産の主なものは当社の現金及び預金であります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	合計 (注)2
	I o T	マシーン	スマート シティ			
売上高						
外部顧客への売上高	8,672	4,020	220	12,914		12,914
セグメント間の 内部売上高又は振替高	6	142		148	148	
計	8,679	4,162	220	13,063	148	12,914
セグメント利益	1,410	259	115	1,785	853	932
セグメント資産	8,721	6,860	4,560	20,142	1,320	21,463
その他の項目						
減価償却費	244	111	25	380	8	388
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	396	15	933	1,345	10	1,355

(注) 1. セグメント利益の調整額 853百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用は、持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

セグメント資産の調整額1,320百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産の主なものは当社の現金及び預金であります。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
第一実業株式会社	3,451	マシーン

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
第一実業株式会社	1,763	マシーン

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	I o T	マシーン	スマートシティ	調整額	合計
当期償却額	67				67
当期末残高	357				357

(のれんの金額の重要な変動)

第2四半期連結会計期間に株式会社インフォウェイブを連結の範囲に含めております。これに伴い、「I o T」のセグメントにおいて、のれんが18百万円発生しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	I o T	マシーン	スマートシティ	調整額	合計
当期償却額	61				61
当期末残高	282				282

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	298.42円	318.35円
1株当たり当期純利益	15.12円	23.36円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	14.90円	23.04円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	441	685
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	441	685
普通株式の期中平均株式数(株)	29,224,402	29,366,554
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	436,070	401,010
(うち、新株予約権(株))	(436,070)	(401,010)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第2回～第4回新株予約権 新株予約権の数 22,999個 (普通株式 2,299,900株)

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2021年12月31日)	当連結会計年度末 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	8,878	9,709
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	147	132
(うち、新株予約権(百万円))	(131)	(124)
(うち、非支配株主持分(百万円))	(16)	(8)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	8,730	9,576
普通株式の発行済株式数(株)	31,176,015	31,300,315
普通株式の自己株式数(株)	1,918,322	1,218,356
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	29,257,693	30,081,959

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 ケイティーエス	第8回無担保社債	2017年 11月13日	33 (16)	17 (17)	0.25	無担保社債	2023年 11月10日
合計			33 (16)	17 (17)			

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
17				

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,833	1,925	0.50	
1年以内に返済予定の長期借入金	802	930	0.57	
1年以内に返済予定のリース債務	0	0	1.74	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	2,731	5,681	0.45	2024年9月27日～ 2052年3月31日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	1	0	1.74	2025年8月31日
その他有利子負債				
合計	7,367	8,536		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	859	537	462	299
リース債務	0	0		

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,544	6,467	9,564	12,914
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	386	610	799	964
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	237	429	534	685
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.12	14.67	18.22	23.36
(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	8.12	6.56	3.56	5.14

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	627	821
未収入金	1 55	1 69
前払費用	10	18
関係会社短期貸付金	3,485	1,100
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	187	413
その他	116	60
流動資産合計	4,483	2,482
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	-	4
工具、器具及び備品	1	2
有形固定資産合計	1	6
無形固定資産		
ソフトウェア	7	3
その他	0	0
無形固定資産合計	8	4
投資その他の資産		
投資有価証券	25	442
関係会社株式	8,045	7,771
関係会社長期貸付金	1,422	4,750
長期前払費用	-	5
繰延税金資産	0	0
その他	-	0
投資その他の資産合計	9,493	12,969
固定資産合計	9,504	12,981
資産合計	13,987	15,464

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 3,810	1,900
1年内返済予定の長期借入金	2 539	2 720
未払金	1 43	1 67
未払費用	31	3
未払消費税等	25	19
その他	6	6
流動負債合計	4,456	2,717
固定負債		
長期借入金	2 1,797	2 4,958
固定負債合計	1,797	4,958
負債合計	6,254	7,676
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,012	2,030
資本剰余金		
資本準備金	512	530
その他資本剰余金	4,862	5,000
資本剰余金合計	5,375	5,531
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	213	413
利益剰余金合計	213	413
自己株式	0	312
株主資本合計	7,601	7,663
新株予約権	131	124
純資産合計	7,732	7,787
負債純資産合計	13,987	15,464

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1 162	1 408
関係会社経営指導料	1 574	1 725
関係会社受取手数料	1 113	1 113
営業収益合計	850	1,247
営業費用		
販売費及び一般管理費	1, 2 681	1, 2 883
営業費用合計	681	883
営業利益	168	364
営業外収益		
受取利息	1 20	1 31
その他	0	0
営業外収益合計	20	32
営業外費用		
支払利息	18	28
新株予約権発行費	-	5
その他	-	1
営業外費用合計	18	35
経常利益	170	361
税引前当期純利益	170	361
法人税、住民税及び事業税	15	5
法人税等調整額	6	0
法人税等合計	22	5
当期純利益	148	355

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,000	500	4,862	5,362	221	221	0	7,583	126	7,710
当期変動額										
新株の発行	12	12		12				24		24
剰余金の配当					155	155		155		155
当期純利益					148	148		148		148
自己株式の取得							0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									5	5
当期変動額合計	12	12	-	12	7	7	0	17	5	22
当期末残高	2,012	512	4,862	5,375	213	213	0	7,601	131	7,732

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,012	512	4,862	5,375	213	213	0	7,601	131	7,732
当期変動額										
新株の発行	18	18		18				36		36
剰余金の配当					155	155		155		155
当期純利益					355	355		355		355
自己株式の取得							455	455		455
自己株式の処分 (新株予約権の行使)			138	138			143	281		281
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									7	7
当期変動額合計	18	18	138	156	199	199	312	62	7	55
当期末残高	2,030	530	5,000	5,531	413	413	312	7,663	124	7,787

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	4～6年

無形固定資産

・ 自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料、業務委託料及び受取配当金であります。経営指導料及び業務委託料については、子会社への契約内容に応じた受託業務の提供を通じて、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり当該受託業務の提供に応じて収益を認識しております。

また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券（非上場株式）	25	325

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、市場価格のない株式等について当該株式の発行会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかを検討し減損の要否を判定しております。

主要な仮定

投資有価証券（非上場株式）の評価における重要な仮定は、投資先の事業計画であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

投資先の事業計画は、主として市場の成長率や顧客からの受注に影響を受けます。重要な仮定である事業計画の不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、投資先の事業計画の遂行が困難な状況となった場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

区分掲記されたもの以外で関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	55百万円	69百万円
短期金銭債務	9百万円	16百万円

2. 担保資産及び対応債務

子会社の資産を担保に差入れております。対象資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
リース投資資産		2,630百万円
建物及び構築物		843百万円
土地	990百万円	990百万円
計	990百万円	4,464百万円

対応債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期借入金	2,410百万円	
1年内返済予定の長期借入金	15百万円	139百万円
長期借入金	786百万円	3,927百万円
計	3,212百万円	4,067百万円

(損益計算書関係)

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	850百万円	1,247百万円
営業取引以外の取引による取引高	330百万円	479百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	120百万円	94百万円
給料手当	323百万円	435百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
関係会社株式	8,045

当事業年度(2022年12月31日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	7,771

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
株式報酬費用	45百万円	50百万円
その他	0百万円	0百万円
繰延税金資産小計	46百万円	50百万円
評価性引当額	45百万円	50百万円
繰延税金資産合計	0百万円	0百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	28.9%	34.5%
評価性引当金の増減	4.1%	1.3%
試験研究費の税額控除	1.6%	0.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4%	2.9%
その他	5.6%	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1%	1.6%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	期末減価 償却累計 額又は償 却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	車両運搬具		9		9	4	4	4
	工具、器具及び備品	3	1		4	2	1	2
	計	3	10		14	7	5	6
無形 固定 資産	ソフトウェア	14		4	10	6	2	3
	その他	1			1	0	0	0
	計	16		4	11	7	2	4

(注) 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.figinc.jp/
株主に対する特典	<p>毎年12月末日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式15単元（1,500株）以上を保有する株主に対し、所有株式数に応じてポイントを3月に付与致します。</p> <p>株主優待のお申し込みにあたっては、当社株主専用の特設インターネットサイトにてご登録ならびにお申込みして頂く必要があります。</p> <p>ポイントは株主限定の特設インターネットサイトにおいて、食品、電化製品、旅行等に交換できます。</p> <p>1,500株～1,999株の株主：5,000ポイント 2,000株～2,999株の株主：8,000ポイント 3,000株～3,999株の株主：15,000ポイント 4,000株以上の株主：20,000ポイント</p> <p>ポイントは、次年度へ繰り越すことができます。（ポイントは最大2年間有効。）</p> <p>ポイントを繰り越す場合、翌年12月末日現在の株主名簿に同一の株主番号で記載されていることが条件になります。</p> <p>翌年12月末日の権利確定日までに、売却やご本人様以外への名義変更及び相続等による株主番号が変更された場合、当該ポイントは失効となり、繰り越しはできませんのでご注意ください。</p>

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第4期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 2022年3月30日 九州財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月30日 九州財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第5期第1四半期 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日) 2022年5月12日 九州財務局長に提出。

第5期第2四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月10日 九州財務局長に提出。

第5期第3四半期 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月11日 九州財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年3月31日 九州財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2022年8月3日 九州財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2022年12月15日 九州財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権証券の発行

2022年6月27日 九州財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(5)有価証券届出書の訂正届出書)

2022年8月5日 九州財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年3月28日

F I G株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒牧 秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 晋介

<財務諸表監査> 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているF I G株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F I G株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は当連結会計年度の連結財務諸表において、のれん282百万円を計上している。連結財務諸表【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、このうち129百万円は、連結子会社であるInfoTrack Telematics Pte.Ltd.株式を取得したことに伴うのれんであり、会社は、当該のれんを含む資産グループに減損の兆候を識別し、減損の認識要否の判定を実施している。</p> <p>会社は、減損の認識要否の判定における将来キャッシュ・フローについて、経営者によって承認された2023年度予算及び中期経営計画に基づく収支計画を基礎として見積っている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、2023年度予算及び中期経営計画における主要な収益項目となる売上高及び主要な費用項目となる人件費である。なお、2023年度予算及び中期経営計画は、主としてグループ会社からの受注や人件費の将来見通しに影響を受ける。</p> <p>減損の認識要否の判定は複雑であり、将来キャッシュ・フローの見積りについては不確実性を伴い、経営者の判断が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、InfoTrack Telematics Pte.Ltd.ののれんを含む資産グループの減損損失の認識要否を検討するにあたり、主として次の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・収支計画の策定プロセスを含む経営者による減損の兆候及び認識要否の判定に関する内部統制を理解した。・将来キャッシュ・フローの見積りについては、その基礎となる2023年度予算及び中期経営計画の概要について経営者と議論するとともに、過年度における計画と実績を比較することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。・将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる主要な収益項目である売上高については、経営者や発注先であるグループ会社の責任者と議論するとともに、受注量及び販売単価に分けたうえでそれぞれの実現可能性を検討した。・将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる主要な費用項目である人件費については、経営者と議論するとともに、市場の賃金水準との比較や、将来の人件費単価方針を踏まえた人件費の将来見通しの合理性を検討した。

投資有価証券の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は当連結会計年度の連結財務諸表において、投資有価証券（非上場株式）を335百万円計上している。</p> <p>また、連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3 会計方針に関する事項（1）資産の評価基準及び評価方法に記載のとおり、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により評価している。</p> <p>会社は、市場価格のない株式等について当該株式の発行会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかを検討し減損の要否を判定している。当該株式の実質価額の回復可能性の評価は、投資先の事業計画を基礎として行われている。</p> <p>市場価格のない株式等の実質価額の回復可能性の評価を行うにあたっての重要な見積りは投資先の事業計画であり、見積りにあたっての重要な仮定は、事業計画における主要な収益項目及び費用項目である。事業計画は主として市場の成長率や顧客からの受注に影響を受ける。</p> <p>実質価額が著しく下落している市場価格のない株式等における投資先の事業計画に基づく回復可能性の評価は、不確実性を伴い、経営者の判断が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価格のない株式等の評価の妥当性を検討するにあたり、主として次の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者による市場価格のない株式等の評価に関連する内部統制を理解した。 ・ 投資先の財政状態の悪化により株式の実質価額が著しく低下しているかどうかについて投資先の直近の決算書を手入力し確かめるとともに、投資時に見込んだ超過収益力が低下していないかどうかについて会社責任者に対する質問及び最新の事業計画を閲覧した。 ・ 投資先の事業計画の見積りに含まれる収益項目や費用項目について、投資先の足元の業況、将来の市場環境、顧客からの受注見通し及び原料調達見通しを中心に経営者と議論するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、F I G株式会社の2022年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、F I G株式会社が2022年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月28日

F I G株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒牧 秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 晋介

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているF I G株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F I G株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

投資有価証券の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（投資有価証券の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。